

令和6年度（2024年度）第8回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2024年12月9日（月）午後1時30分開会

場 所：かでの2・7 10階 1060会議室

1. 開 会

○事務局（名畑課長補佐） 定刻から若干過ぎましたが、ただいまより令和6年度第8回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

委員の皆様、本日は、お忙しいところ、ご出席をいただき、ありがとうございます。

最初の進行は、私、環境政策課の名畑が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の審議会は、オンラインを併用する対面形式での開催としており、委員総数15名中、会場出席が澁谷会長、先崎委員、オンラインでの出席が現在8名であり、合わせて10名の委員の方のご出席をいただいております。北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、2名の委員には途中からご出席をいただける予定となっております。

◎連絡事項

○事務局（名畑課長補佐） 続きまして、本日の資料について確認させていただきます。

事前に委員の皆様にはお送りしておりますが、資料は会議次第、委員名簿のほか、資料1、資料2、資料5、資料6はそれぞれ1と2がついております。資料3については1から3、資料4については1から4となっております。

配付漏れ等がございましたら事務局までお伝えください。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議事は6件ございまして、うち5件が風力発電、1件が太陽光発電の審議となっております。

議事の個別説明は省略いたしますが、議事（1）及び議事（2）については、図書の1回目の審議ですので、事業者にご出席をいただき、事業概要の説明及び委員からの質疑への応答を行っていただきます。また、議事（3）は、図書の2回目の審議となりますが、1回目の審議の際に事業者回答が整っていなかった部分がございますことから、今回も事業者にご出席をいただく予定となっております。また、議事（4）については、答申文（案）たたき台を含め、皆様にご審議をいただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の各議事については、必要に応じ、最後に非公開での審議の場を設ける場合がございます。その際は傍聴者及び報道機関の皆様にはご退出をいただきますので、ご協力をお願いいたします。

では、ここからの議事進行は澁谷会長にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

2. 議 事

○澁谷会長 それでは、これより議事の（1）に入ります。

本日が1回目の審議となる枝幸ウインドファーム（仮称）環境影響評価方法書についてです。

本件は1回目の審議となりますので、事業の概要説明を事業者である九電みらいエナジー株式会社からお願いいたします。

○事業者（九電みらいエナジー株式会社） まず、事業の概要について説明させていただきます。

方法書図書の4ページをご覧ください。

枝幸ウインドファームは、発電所の出力が最大4万3,000キロワット、風力発電機の単機出力が4,300キロワット程度、風力発電機の基数は最大10基、対象事業実施区域の位置は枝幸町歌登中央及び歌登東歌登の丘陵地で、面積は約653ヘクタールになります。位置は5ページに示しております。

関係地域は北海道枝幸郡枝幸町とさせていただきます。

環境影響を受けるおそれのある景観を考慮しまして、近隣自治体、中頓別町、音威子府村及び美深町に対してご説明し、関係地域を枝幸町とすることを確認した上で選定しています。航空写真は6ページになります。

続きまして、15ページに風車の諸元を示しています。

風力発電機の単機出力は4,300キロワット程度であり、ハブ高さは85メートルから130メートル程度、最大高さは143メートルから198メートル程度のものを検討しています。

28ページに周辺における他事業の状況について示しています。

計画中の事業が約9.8キロメートル西側にあります。

対象事業実施区域の検討フローについて説明いたします。

30ページから50ページが対象事業実施区域の検討過程を示しています。

概要を説明いたします。

①のエリアの選定について、33ページに枝幸町全域を示します。

風況によりエリアが3地点に分かれ、保安林による制約の少ないBの枝幸南エリアを検討候補にしました。

35ページは②の風況による絞り込みですが、おおむね6.5メートル/秒以上を抽出し、エリアを絞り込みました。

37ページは③のインフラの整備状況ですが、アクセス道路については国道、道道を確認しました。

そして、38ページに、④の法令等の制約を受ける場所の確認ということで、表の一覧から、図でいきますと39ページでは国有林、鳥獣保護区を除外し、40ページでは土砂災害警戒区域を除外しました。

次に、⑤の環境保全上配慮が必要な施設の確認ということで、45ページで住宅、学校、病院の状況を確認しました。

46ページに植生自然度の高い群落の分布を確認しました。

そして、⑥に、対象事業実施区域の設定として、48 ページと 49 ページに、先ほどの①から⑤を考慮した上で、風況が良好な尾根部、稜線を選定し、工事において改変面積を可能な限り低減できる範囲を選定し、対象事業実施区域を設定しました。また、風力発電機の設定位置は、植生自然度 9、植生自然度 10 の群落を可能な限り回避する計画としました。

次に、対象事業実施区域及びその周囲の状況を説明いたします。

まずは、動物についてです。

90 ページに動物の注目すべき生息地を図で示しています。

対象事業実施区域の南側、約 10 キロメートルのところに鳥獣保護区があります。その他の動物の注目すべき生息地はありません。

100 ページの EADAS のセンシティブティマップにおける注意喚起メッシュでは、注意喚起レベル B、重要種、オジロワシ、オオワシに該当する地域になっています。

続きまして、植生についてです。

119 ページに自然植物の重要な群落等の分布状況を示しています。

対象事業実施区域には、植生自然度 10 の自然草原、植生自然度 9 の自然林が存在しますが、風力発電機の設置予定位置は植生自然度 9 と植生自然度 10 を避けた計画にしています。

続きまして、126 ページと 127 ページに重要な自然環境のまとまりの場を示しています。

鳥獣保護区、保安林は、対象事業実施区域には存在しません。

続きまして、景観と人と自然との触れ合いの活動の場、以下、人触れの場と略して説明いたします。

130 ページと 131 ページに主要な眺望点等を整理しまして、13 地点を選定しました。

132 ページと 133 ページに人触れの場を整理しまして、7 地点を選定しました。これらについては、枝幸町役場と枝幸町役場歌登総合支所、観光協会への聞き取りを行っています。

150 ページに配慮が特に必要な施設の分布を示しています。

風力発電機の設置予定位置から最も近い施設としては、約 4.4 キロメートルの位置に特別養護老人ホームがあります。その周辺に小・中学校、保育園があります。

150 ページに住宅等の分布状況を記載しています。風力発電機の設置予定位置から最も近い住居は北側約 1.3 キロメートルの位置にあります。

続きまして、第 4 章の説明に移ります。

217 ページに発電所アセス省令の風力発電所の参考項目についての環境影響評価項目の選定の結果を示しています。選定する理由または選定しない理由について、主な項目を説明いたします。

発電所アセス省令にない項目で選定した項目についてです。

施設の稼働における超低周波音については、健康影響は想定されませんが、地域の住民の方々がご懸念等を抱くおそれがあることから選定しています。

非選定の項目についてです。

重要な地形及び地質については、対象事業実施区域に存在していないので、非選定としています。

地形改変及び施設の存在に関する人触れの場合については、対象事業実施区域にないことから、非選定としています。

有害物質は、対象事業実施区域では浚渫（しゅんせつ）などを行わないことから非選定としています。

続きまして、221 ページに累積的な影響について示しています。

現在、近隣に風力発電機はなく、計画中の他事業者のものから約 10 キロメートルの十分な離隔距離があることなどから、表に示しているおり、累積的な影響は想定されません。ただし、今後もほかの事業の情報収集に努め、近隣で他事業が計画され、風力発電機の設置や諸元など、確定情報を入手できた場合は累積的な影響について検討いたします。

続きまして、調査、予測及び評価の手法の選定になります。

調査、予測及び評価の手法については、発電所アセスの手引に記載の手法と専門家等への意見聴取結果を勘案し、選定いたしました。

次は、騒音、振動、超低周波音の調査、予測についてです。

242 ページの調査地点図で説明いたします。

工事中資材の運搬入に関する騒音と振動についてになります。

工事中車両が集中する代表的な地点は、対象事業実施区域の北側の道道 12 号になります。

建設機械の稼働に関する騒音と施設の稼働に関する騒音と超低周波音については、対象事業実施区域の周囲で住宅が集まっている地域の音環境を代表する地点として、東・北・西側に位置する 4 地点を選定しました。南側には住宅はありません。

続きまして、水の濁りについてです。

246 ページに調査地点を示しています。

水の濁りの浮遊物質の状況の調査地点の 7 地点を示します。

なお、調査地点は集水域ごとに設定しましたが、現地踏査により可能な限り河川上流に調査地点を設定するよう、今後、検討いたします。

土質の状況については、調査地点は 247 ページに示す異なる地質の箇所 2 地点で行います。

続きまして、風車の影についてです。

250 ページに調査範囲を示しています。

各風力発電機の設置予定位置から約 2 キロメートルの範囲を基本としています。

騒音、水の濁り、風車の影の項目の評価については、国または地方公共団体の基準や指針、マニュアル等との整合が図れているかを検討いたします。

続きまして、251 ページからは動物についてです。

動物に係る調査内容の詳細を 256 ページに示しています。

各調査項目と調査地点図を示します。

哺乳類の調査手法は、フィールドサイン法、無人撮影法、トラップ法です。

哺乳類のコウモリについてです。

調査方法は、バットディテクターによる踏査と高所設置調査、捕獲調査になります。

258 ページに調査地点を示しています。青色が踏査ルートです。コウモリ類については、図の緑色の四角の地点が風況観測ポールの位置でありまして、ここにバットディテクターを取り付けます。

鳥類のうち、一般鳥類になります。

265 ページに調査地点を示しています。

調査手法は、踏査等による任意観察調査とポイントセンサス法になります。青色が踏査ルート、ポイントセンサスの調査地点は 15 地点になります。

鳥類のうち、猛禽類と渡り鳥の調査に関してです。

272 ページに調査地点を示します。

調査方法は定点観測、移動定点法になります。希少猛禽類では、エリアの視認性の関係から、選定した 10 点の中から出現状況等に応じて 8 地点で定点観測を行います。

夜間鳥類調査でフクロウ類です。

276 ページには調査範囲を示しています。

調査範囲は、鳴き声確認調査、自動録音法、痕跡確認調査になります。自動録音法は、現地状況を踏まえて、調査地点を 10 地点程度選定いたします。鳴き声調査等はこの範囲を調査します。

次に、爬虫類、両生類になります。

277 ページに調査地点を示しています。

調査方法は目撃・捕獲法になります。青色が踏査ルートになります。

次に、昆虫について、283 ページに調査地点を示しています。

調査方法は、任意採集法、ベイトトラップ法、ライトトラップ法になります。青色が踏査ルートで、昆虫類調査地点が 15 地点になります。

次に、魚類、底生動物、そして、底生動物のザリガニ類になります。

290 ページに調査地点を示します。調査方法は捕獲法になります。青色の線が踏査ルート、調査地点は水の濁りと同じ 7 地点になります。

次に、植物についてです。

294 ページに示しています。

調査方法は、植物相は踏査による目視確認、植生は航空写真判読及び現地踏査による植生区分、そして、コードラート法です。296 ページに調査範囲を示しています。青の点線が踏査ルートになります。

次に、生態系についてです。

304 ページに生態系の上位種、典型性の注目種について、選定理由を示しています。上位種としてオオタカ、典型性の注目種として森林棲（せい）小型鳥類を選定しています。

動植物については、環境影響が実行可能な範囲内で回避または低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討します。

次に、景観についてです。

322 ページに重要な眺望景観の地点を示します。

景観及び人触れの場の調査地点については、風力発電機の視認性や、枝幸町役場、歌登支所、観光協会への聞き取りを行い、ご意見を反映いたしまして、主要な眺望点が2地点、身近な眺望点が4地点、合計6地点を選定しています。

次に、人と自然との触れ合いの活動の場についてです。

338 ページに調査地点を示しています。

3地点を選定いたしました。前の337ページになりますが、調査地点の選定理由について、ふれあい公園交流ハウスの選定理由に記載間違いがありまして、ここは「工事用車両走行ルートとアクセス路が重複するため選定した。」に訂正いたします。大変申し訳ございませんでした。

最後に、339ページの廃棄物についてです。

産業廃棄物と残土は、発生量、最終処分量、再生利用量などについて、事業計画を基に予測、評価を行います。

説明は以上となります。

○澁谷会長 続いて、事務局から主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○事務局（道場主任） 本事業に関する質問事項及び事業者回答について、何点か抜粋してご説明いたします。

資料1-1と資料1-2をご用意ください。

なお、資料1-2は資料1-1の回答に関する資料となりますので、適宜、ご参照ください。

では、資料1-1の1ページの質問番号1-3をご覧ください。

ウェブサイトにおける図書の公表についての質問です。インターネットでの公表期間が意見提出期限までとしていたほか、電子図書、縦覧図書のダウンロードや印刷について不可としていました。こちらについて、図書の公表に当たっては、環境保全の観点から広く意見を求められるよう印刷可能な状態にすることや法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表することによる利便性の向上について伺いました。これに対して、事業者から、情報の正確性を保ち、第三者による切り取りなどにより偏った情報が拡散されることを防止するために制限しているが、相互理解促進のため、方法書の記載内容を理解していただきやすく整理したパンフレットを作成し、準備書手続までダウンロード・印刷可能とし、利便性の向上に努めていること、また、環境省が事業者の協力を得て環境影響評価図書の公開に努めていることは承知しているが、上記の課題の対応も含め、今後の検討事項とさせて

いただきますとの回答をもらっております。

次に、2ページの質問番号2-4をご覧ください。

緑化に伴う修景計画についての質問を行っています。これに対して、事業者から、在来自生種の使用を重視しており、国内他地域産の種子や外国産の在来種は使用を避ける方針ということでした。また、現時点では想定していませんが、万が一、他地域の種を利用するという事態が生じてしまった場合は、専門家の意見を参考に使用する外来種を選定するとともに、外来種拡散を防ぐための具体的な管理手法を導入して、環境への影響を最小限に抑えるよう努めるとのことです。

次に、3ページの質問番号2-12をご覧ください。

風力発電機設置予定位置は、植生自然度9、植生自然度10の群落を可能な限り回避する計画としたとあったのですが、植生自然度9のトドマツミズナラ群落と重複している部分があるのではないかとということで質問しております。これに対して、事業者から、文献及びその他の資料、航空写真や植林履歴等の確認を行った上で植物相や植生の現地調査を実施し、予測及び評価を行って、重要な植物や植生への影響が生じると判断される場合は、環境保全措置を検討することで植物や植生への影響について回避、低減を図りますとの回答をもらっています。

次に、5ページの質問番号3-11をご覧ください。

対象事業実施区域内に崩壊土砂流出危険地区が含まれていまして、道路拡張など、改変を予定する区域との重複はしない予定なのかどうかを伺っています。これに対して、事業者から、区域内の崩壊土砂流出危険地区と道路拡張などの改変を予定する区域は重複していないこと、また、この区域は同一地権者であったことから対象事業実施区域として設定しているが、準備書手続までに検討して除外することで調整するとの回答をもらっております。

次に、6ページの質問番号4-2をご覧ください。

専門家から夜行性鳥類の目視調査ではサーマルカメラ等の調査機器の利用も検討するとよいとの助言があり、サーマルカメラと暗視機器を用いた調査を実施するかどうかの検討状況について確認しております。これに対して、事業者から、夜間の鳥類調査におけるサーマル機器やICレコーダーの活用等については、本事業の環境影響評価における有効性や調査地域の特性の観点から先行事例や専門家の意見等を踏まえて実施可能な調査手法の検討を進めているとのことです。

次に、8ページの質問番号4-17をご覧ください。

水質のことについてですが、調査地点の集水域が対象事業実施区域を網羅していないということで、網羅できるような地点を追加する必要はないかを伺っています。これに対して、事業者から、対象事業実施区域内の集水域が空白の範囲については改変しないということで、水の濁りによる影響が想定されないことから調査地点の追加は考えていないとの回答をもらっております。

次に、10 ページをご覧ください。

質問番号 4-26 と同じような内容で質問番号 4-30 がありますので、併せてご覧ください。

踏査ルートの話ですが、現地の状況を踏まえて調査地点や踏査ルートを変更する可能性があるということで、実際の現地の状況は調査できないと判断された場合はどのように対応する予定かを伺っております。これに対して、事業者から、現地の状況から調査地点を変更することになった場合は方法書作成時に設定した調査地点の選定方針に基づいて安全性を考慮して新たな調査地点を選定する、踏査ルートの変更は、地形条件等により踏査の実施が難しい場合、または、踏査によって調査対象の生息の可能性が極めて低い場合など、現地状況を見て、そのような箇所は回避または除外するとのことでした。

最後に、同じページの質問番号 4-29 をご覧ください。

植生調査についての質問で、ブラウーンブランケによる植物社会学的方法の調査において、設置するコードラートは1群落当たり何か所程度にする予定なのかを確認しております。これに対して、事業者から、1群落当たり3か所を基本とするが、対象となる群落の規模や分布数によりコードラート箇所数を適正に設定するとの回答をもらっております。

以上で図書概要等の説明を終わらせていただきます。

今後の予定ですが、委員の皆様には事業者への2次質問の作成をお願いしたいと考えております。従来どおりメールにて依頼させていただきますので、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

先ほどの図書概要の説明と併せ、ご審議について、どうぞよろしく申し上げます。

○澁谷会長 それでは、ただいまのご説明について委員の皆様からご質問やご意見を願いたいと思います。

○先崎委員 調査の方法についてお聞きしたいことがあります。

256 ページの鳥類、一般鳥類、渡り鳥に関し、飛翔高度の調査をやるということだと思うのですが、267 ページの図を見ると、風車を建てる位置とポイントの距離が結構あるのではないかと思います。猛禽というよりは、一般鳥は特にこれをしっかり記録できるかどうか、昼間も夜もそうですが、そこが疑問でして、その点はいかがでしょうか。

○事業者（九電みらいエナジー株式会社） 今の質問ですが、猛禽類の大型鳥類ということではなく、どちらかというと小型鳥類等ですか。

○先崎委員 そうです。ただ、距離が離れると、小型の猛禽類や小さめの種は見落とすかもしれないなということがあるのですが、それはどうでしょうか。

○事業者（九電みらいエナジー株式会社） 基本的に、まず、小型の猛禽類と鳥類を含めまして、猛禽類調査の中では、事業エリア内、特に北側や南東側のほうはかなり視野が取りにくい場所がございまして、移動定点等を含めて見ていきたいと考えております。小型猛禽類であれば確認が難しいということもございしますが、周辺の餌動物になるような小鳥類の声の変化等（からの確認）も含め、移動や利用の状況について、できる限りデータ収集をしたいと考えております。

○先崎委員 風車を建てようとしているところの上空を全体的にちゃんと調査できるように検討していただきたいと思います。

○事業者（九電みらいエナジー株式会社） 承知しました。

○先崎委員 次に、1次質問の質問番号3-2と質問番号1-1に関連することです。

生態系の対象種をオオタカにしていましたけれども、オジロワシも多い可能性があると思います。繁殖などがこの事業地のすぐそば、もしくは、内部で確認されたらどうするのか、前倒し調査をやっておられるということだったので、それを踏まえ、今のところの見通しを教えてくださいませんか。

○事業者（九電みらいエナジー株式会社） 通常ですと、生態系の上位性を含めて考えますと、この中でオジロワシが一番上のランクに来ますが、生態系を考えたとき、餌資源はどうしても魚類等に寄っていきます。当然、鹿の残滓などもあるかもしれませんが、基本的には事業エリアよりも外側の河川などの利用が多いです。また、幾つか沢地形も事業エリア内に食い込んでいるのですが、流水が少なく、魚類の生息数も少なそうだということもありましたので、エリア内を使うことは少ないのではないかという観点から生態系上位性としては難しいかという判断をした次第です。

なお、猛禽類調査では、営巣について、今のところ、可能性がありそうだと見ている河川沿いでは、行動が多いです。

○先崎委員 事業地と申しますか、風車を建てようと考えておられる場所のそばでは営巣の可能性はあまりなさそうかどうかということですか。

○事業者（九電みらいエナジー株式会社） そうです。

○先崎委員 分かりました。

次に、質問番号4-21の渡り鳥の夜間調査のことです。

日の入り1時間前から日の入り後3時間程度を予定しているとありますが、この根拠を教えてくださいませんか。

○事業者（九電みらいエナジー株式会社） 以前、レーダー調査等を試験的に実施された論文等での知見を見ますと、日の入り後2時間ぐらまではかなり数が多く、それからボリュームはどんどん下がってきて、日の出前後になってくると、日の入り頃と比べて5分の1から6分の1と量的に少なくなってきます。ピークが日の入り後2時間ぐらまでの間にあるということがありましたものですから、その前後を含めて見ていくことが一番いいのかなと考えております。

どのくらいの時間帯がいいのか、その設定について、今後、ほかに知見があれば検討したいと思います。

○先崎委員 恐らく、その状況が当てはまらないことが結構あると思いますので、どのくらいの時間帯にやるかをぜひもう一度検討していただきたいなと思います。

○事業者（九電みらいエナジー株式会社） 承知しました。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○先崎委員 何度もすみません。

256 ページのポイントセンサスの鳥類のことです。

各季とも1地点当たり3回実施すると書いているのですが、季節は春夏秋冬の4季でしたか。

○事業者（九電みらいエナジー株式会社） 4季で考えております。

○先崎委員 これで足りないという考え方はないでしょうか。

○事業者（九電みらいエナジー株式会社） 一般的という言い方が一番嫌われるかと思いますが、通常やられている四季の調査ということで、一般鳥類については4季で考えておりました。

○先崎委員 それでは指摘しておきますが、特に、秋と冬、例えば、秋と冬は長い期間あると思うのですが、年によって鳥の数や種類が全然違うということがあると思います。データが出なかったとき、例えば、次の準備書の審議のときに私だったら指摘すると思います。

そういうことを踏まえ、ここを通過している渡り鳥をしっかりと把握できていますと言えるくらいの回数であったほうがいいのではないかと思います。

例えば、秋、10月だけ3回やりましたとかだと、そのほかの時期に通っている鳥は全然分からないですし、まして、その数が年によって全然違うということがありますので、それも踏まえて、再度、検討していただければと思います。

○事業者（九電みらいエナジー株式会社） 承知しました。

渡り鳥調査、猛禽類調査の中でも通年を通していろいろと観察していることもありますので、不足している部分、特に秋は渡りの時期が長いということをおっしゃっているのかと思いましたので、それを踏まえ、見直しといたしますか、再度、検討したいと思います。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

（発言者なし）

○澁谷会長 ほかにご意見やご質問がないようですので、本議事についての審議を終了いたします。

事業者の皆さんは会場と Zoom から退席をお願いいたします。

それでは、議事の（2）に移ります。

本日が1回目の審議となる（仮称）函館鉄山太陽光発電事業環境影響評価方法書についてです。

本件も1回目の審議となりますので、事業概要の説明を事業者である Aquila Clean Energy Japan 株式会社からお願いいたします。

○事業者（Aquila Clean Energy Japan 株式会社） 最初に、方法書の2ページをご覧ください。

本事業を計画している函館市では、地球温暖化対策のより効果的な取組を推進するとともに、気候変動の影響による被害を回避、軽減することを目的に第2次函館市地球温暖化

対策実行計画を策定し、2030年度の太陽光発電の目標値として9万6,600キロワットを掲げております。

本事業は、このような社会状況を鑑み、ゴルフ場跡地を利用した環境負荷の少ない太陽光発電事業を実施することにより、エネルギー転換、脱炭素化へ寄与すること及び事業を通じた地域貢献と地域の振興に資することを目的としております。

発電所の出力は、右ページに示すとおり、交流3万9,900キロワットを予定しており、想定される設備利用率は14.7%となります。

設備の詳細について、2.2の15ページから16ページをご覧ください。

こちらのページに示すとおり、太陽光パネルは2.4メートル掛ける1.3メートルの大きさのものをおよそ6万7,000枚、変電設備としてパワーコンディショナー等を13台設置する予定としております。なお、蓄電池の設置は予定しておりません。

次に、2.2の8ページをご覧ください。

対象事業実施区域の位置は函館市鉄山町及び東畑町周辺で、面積は約85.7ヘクタール、関係市町村は函館市となります。

対象事業実施区域の周辺には小規模の太陽光発電施設が点在しておりますが、環境影響評価の対象となるような大規模な発電所は存在しておりません。

1ページめくっていただきまして、2.2の10ページから11ページをご覧ください。

対象事業実施区域内のゴルフ場は平成20年の閉場から16年が経過しており、フェアウェイやグリーンはおおむねススキなどの背の高い草原に遷移しておりますが、樹林化はしておりません。

対象事業実施区域等の検討経緯については、戻りまして、2.2の6ページに示しておりますとおり、当初の検討段階では太陽光パネルを可能な限り配置する計画としておりましたが、対象事業実施区域の中央を南北に流れるショウシン川周辺やため池、急傾斜地等への配置を回避する計画といたしました。また、現況の地形を生かすことで造成は基本的に実施しないこととしております。

樹木の伐採については2.2の14ページに示しております。

灰色に着色している対象事業実施区域の南部の最低限にとどめることとし、黄緑色に着色している太陽光パネルの設置範囲内でもコース間や周辺の樹木は残す計画としております。そのほか、排水・貯留施設等は既存の設備を活用することにより、開発による影響が可能な限り小さくなるよう配慮する計画としております。

続きまして、対象事業実施区域及びその周囲の概況について説明させていただきます。

まず、動物についてです。

3.1の39ページ、通しですと63ページから3.1の43ページをご覧ください。

まず、対象事業実施区域が含まれる2次メッシュで、希少猛禽類の生息情報はありませんが、西側のメッシュでチュウヒ、北西側のメッシュでクマタカの生息が確認されております。

鳥類の重要種と集団飛来地の情報を基に設定された3.1の41ページの注意喚起レベルの分布図では、チュウヒの生息情報のある西側のメッシュが注意喚起レベル A3 となっております。

文献調査で確認された重要種については、3.1の46ページから51ページに示しているとおりでございます。

次に、3.1の54ページをご覧ください。

動物の注目すべき生息地は、この図に示しますとおり、対象事業実施区域内や近傍には確認されておりません。

次に、植生についてです。

3.1の59ページをご覧ください。

対象事業実施区域はゴルフ場跡地ということで、主な植生はススキ群団となっております。そのほか、対象事業実施区域にはシラカンバーミズナラ群落、一部にスギ・ヒノキ・サワラ植林がございます。

重要な自然環境のまとまりの場は、70ページに示すとおり、自然林や保安林が周辺に分布してはおりますが、対象事業実施区域内には存在しておりません。

次に、景観についてです。

3.1の73ページ、通しですと97ページをご覧ください。

図中で着色している範囲は各眺望点からの視野図を重ねたものになります。対象事業実施区域の近傍に主要な眺望点は存在しておりません。対象事業実施区域内を視認可能な眺望点として函館山の展望台がありますけれども、距離は約16キロメートル離れております。

次に、人と自然との触れ合いの活動の場についてです。

3.1の78ページをご覧ください。

西側の市街地にサイクリングロードがございます。こちらのごく一部になりますけれども、工事用車両の通行ルートと重複します。ただ、工事用の大型車両の台数は最大でも日に10台から20台程度となる計画であり、台数は限定的であるため、環境影響評価の項目には選定しておりません。

次に、配慮が特に必要な施設等と事業区域の位置関係です。

3.2の23ページ、通しですと127ページの図をご覧ください。

図中の10と11の福祉施設が近傍に存在し、周辺の道路沿いを中心に住宅が点在しているような状況となっております。

次に、環境影響評価項目の選定についての説明に移ります。

4.1の2ページ、通しですと183ページをご覧ください。

評価項目は、令和3年6月に公表された太陽電池発電所に係る環境影響評価の合理化に関するガイドラインを参考に、事業特性と地域特性を勘案して選定いたしました。ガイドライン上で評価項目として選定しないことが可能であるとされている項目のうち、選定し

ないこととしたものはバツで示しております。

選定及び非選定理由は、4.1の7ページから9ページに示すとおりです。

主な非選定の理由としましては、土地の造成は基本的に行わないこと、工所用資材等の搬出入に係る車両台数が限定的であること、保全対象との間に高低差と樹林帯が存在し、その改変は行わないことなどが挙げられます。

最後になりますが、選定した項目の調査、予測及び評価の詳細については、4.2の5ページ以降に示しております。

水質、動物及び植物については1次質問を踏まえて調査地点を追加しており、別添資料の4-15、4-17及び別添資料の4-23、4-27をご参照ください。

○**澁谷会長** それでは、続いて事務局から主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○**事務局（川村専門主任）** 初めに、本方法書に係る手続の経過について簡単にご説明します。

本事業については、発電所の出力規模から環境影響評価法における第2種事業に該当する事業ですが、今年の8月に事業者から経済産業省に対して方法書の作成から手続を行う旨が通知された事業であり、配慮書に係る手続は行われておりません。方法書については10月に道へ送付され、10月15日付けで本審議会へ諮問させていただいております。

なお、本審議会では、これまで風力発電事業に係る多数の方法書についてご審議をいただいておりますが、太陽電池発電事業としては初の図書となります。このため、委員の皆様には、参考資料としまして、一般的な風力発電事業において環境影響評価の項目に選定されるべきとされている発電所アセス省令における参考項目とゴルフ場跡地での太陽電池発電事業を対象として国が作成したガイドラインにおける環境影響評価の項目の選定の考え方の内容を対比した一覧表をお送りさせていただきましたので、ご審議の際の参考としていただければと考えております。

続きまして、資料の説明をいたします。

資料2-1に沿って1次質問とその事業者回答について抜粋して説明させていただきます。資料2-2は事業者から提出された回答の補足資料となりますが、適宜、ご参照をお願いいたします。

それでは、資料2-1の3ページ、質問番号3-4をご覧ください。

発電所に係る環境影響評価の手引では、動物の生息状況に関する添付資料の一つとして鳥類の渡り経路が挙げられていることから、本図書において当該情報を示す必要はないと判断された理由を確認するとともに、現時点で把握している内容について質問しました。これに対して、事業者から、図書への記載抜けがあったとのことであり、別添資料として現時点での把握内容が示されまして、資料2-2の7ページから12ページに鳥類の渡り経路等に関する情報が示されております。その中でも、11ページの図では対象事業実施区域とノスリの日中の渡りルートが重複しております。

次に、資料 2-1 に戻りまして、同じく 3 ページの質問番号 3-6 をご覧ください。

発電所に係る環境影響評価の手引では、生態系の状況に関する添付資料として生態系の概要図あるいは食物連鎖図が挙げられていることから、本図書において当該図を示す必要はないと判断された理由を確認するとともに、現時点で把握している内容について質問しました。これに対して、事業者から、対象事業実施区域はゴルフ場跡地という周辺とは異なる環境であり、文献調査にて収集した広域の情報から当該図を作成するには詳細な資料が不足していると考えられるため、不確実性の高い当該図は示していないとのことでした。

次に、4 ページの質問番号 3-15 をご覧ください。

対象事業実施区域周辺に存在する住宅について、図書では区域の北側に位置する住宅と対象事業実施区域との高低差や周辺環境が示されていましたが、北東側や西側に位置する住宅について同様の内容を示すよう質問しました。これに対して、事業者から、図書で示された内容も含め、新たに図が示されましたので、資料 2-2 の 13 ページと 14 ページをご覧ください。A-A' の断面図については図書で示された内容ですが、新たに B-B'、C-C' の断面図が示されまして、どちらの住宅についても高低差が約 15 メートル以上あり、対象事業実施区域との間には樹林帯等があるとのことでした。

次に、資料 2-1 に戻りまして、5 ページの質問番号 3-19 をご覧ください。

本図書では、対象事業実施区域及びその周囲における山地災害危険地区に関する情報が記載されていなかったことから、当該情報を示す必要はないと判断された理由を確認するとともに、山地災害危険地区の有無について質問しました。これに対して、事業者から、図書への記載抜けがあったとのことであり、別添資料として、山地災害危険地区の位置が示されました。資料 2-2 の 16 ページの図となりますが、対象事業実施区域内の西側の一部が地すべり危険地区となっています。

ここで、図書の 8 ページを併せてご覧いただきたいと思います。

パネル配置の検討等の内容に関する図が示されていますが、対象事業実施区域と山地災害危険地区が重複する範囲について、土砂災害危険渓流であるとして除外されている部分もありますが、太陽電池等の設備が配置される計画となっているところもあります。

次に、資料 2-1 に戻りまして、6 ページの質問番号 4-4 をご覧ください。

専門家等へのヒアリングに関する質問ですが、①では、鳥類及び植物の各 1 名のみしかヒアリングをしていない理由について、②では、動物に関し、鳥類以外の各分類群を対象としたヒアリングを実施していない理由について質問しました。これに対して、事業者から、ゴルフ場跡地で実施する事業であり、樹木の伐採を含む土地の改変を必要最小限とすることや、改変区域が単調な環境を呈しており、動植物の多様な生息・生育環境とはなっていないと考えられること、また、上位性及び典型性の注目種はいずれも鳥類を選定したことから鳥類の専門家にヒアリングを実施したとのことであり、基盤となる植物についてもヒアリングを行うことで調査手法等の妥当性について確認したとのことでした。

なお、他の分類群については、準備書段階で実施する現地調査の結果に応じ、それぞれ

の専門家へのヒアリングの実施について検討するとのことでした。

最後に、9 ページの質問番号 4-27 をご覧ください。

哺乳類、昆虫類、一般鳥類の調査地点に関する質問ですが、区域南側に調査地点が設定されていないことから、その理由と図書で示された調査地点の設定で問題ないと判断した根拠について質問しました。これに対して、事業者から、調査地点は改変区域の範囲を参考に設定するものであり、改変区域内での大きな偏りはないと考えており、方法書に記載した調査地点は対象事業実施区域に存在する主な植生を網羅しているものの、区域南側については太陽光パネルの設置を目的とした 0.4 ヘクタールの伐採・敷きならし部が存在することから、調査地点を追加するとのことでした。追加された調査地点については、先ほど事業者からも触れられておりましたが、資料 2-2 の 24 ページと 25 ページをご覧くださいければと思います。南側の 7 番の地点が追加された地点となります。

なお、27 ページには図書では示されていなかった動物調査の踏査ルートが示されており、29 ページには、植物の調査について、動物と同様に南側に 7 番の地点を追加する旨の調査位置図が示されています。

簡単ではありますが、本事業の説明については以上とさせていただきます。

今後の予定ですが、委員の皆様には事業者への 2 次質問の作成を依頼させていただきたいと考えております。後ほどメールにて依頼させていただきますので、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上となります。

ご審議について、どうぞよろしくお願いいたします。

○澁谷会長 ただいまのご説明について委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○先崎委員 調査方法についてです。特に、別添資料の 4-23、4-27 の鳥類、一般鳥類のあたりです。また、1 次質問だと、質問番号 4-23、質問番号 4-25 と関連するのですが、希少種関連だと、ヨタカ、オオジシギ、ホオアカなどが繁殖していると思います。これが確認された場合、50 ヘクタールぐらい改変してしまうということになると、そこそこいなくなることになると思うのですが、対策としてどういったことを考えられていますか。

○事業者 (Aquila Clean Energy Japan 株式会社) まだ準備書段階での現地調査の結果を踏まえてということでの検討になると思うのですが、確かに草地の改変面積は大きくなりますので、対策については準備書段階で検討させていただければと思っております。

○先崎委員 調査をしっかりと実施する必要があると思うのですが、ヨタカとオオジシギは基本的に夜に良く動く鳥でして、この調査計画だと全然把握できないのではないかと私は思いました。

これらの種類の繁殖期や調査時期についてしっかり調べていただいて、いつどのような調査をすべきか、ということ踏まえて調査計画を練ったほうが良いと思うのですが、いかがでしょうか。

○事業者 (Aquila Clean Energy Japan 株式会社) まず、現段階では、オオジシギについては確かに可能性があるということで、方法書では記載していなかったのですが、特にオオジシギをターゲットとした現地調査について、早朝から追加で実施する予定としております。また、ヨタカについても夜間調査の実施については検討中ではありますが、ご意見を参考にこれからまた検討したいと思っております。

○先崎委員 ヒグマがいて難しいという回答があるのですが、昼間も危ないのは変わらないと思います。道路とかはないのですか。ゴルフ場の跡地ということでしたが、車で入ることは不可能なのでしょうか。

○事業者 (Aquila Clean Energy Japan 株式会社) 中まで入り込む道路としては車では行けない状況ですので、駐車場で見られる範囲で調査することになるかと思っております。そこも現地調査を実施する段階になったら検討していければと思っております。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○桂委員 最後にあったかと思うのですが、実は西のほうに山地災害危険地区が一部重複しているという話ですよ。今後、この地区はなるべく除外が必要という方向で検討されるのかを確認したいのです。

○澁谷会長 後から出していただいた資料の16ページのことですね。地すべり危険地区が入り込んでいるのですが、ここに対してどう考えていらっしゃるのかということです。

○事業者 (Aquila Clean Energy Japan 株式会社) 太陽光パネルの基礎を打ち込むことを計画しているのですが、今後、調査の段階で、基礎を打ち込むことで地滑りを助長するような結果が出た場合には、そこは除外せざるを得ないのかなと思います。土質調査は今後進めていくのですが、影響があるのであれば、場合によっては除外ということも考えざるを得ないのかなと判断しております。

○桂委員 図書の詳細な地形図を見ると、過去に地滑りを起こしたように見えるので、地滑りのおそれがあるという認識を持ちながら調査や検討をこれからしていただければと思います。よろしくをお願いします。

○事業者 (Aquila Clean Energy Japan 株式会社) 了解しました。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

ないようでしたら、私からお聞きしたいことがございます。

今日の説明だと全く分からなかったのですが、写真を見ると、割と多年生の高茎草本が生えてきている場所が多いみたいですよ。でも、恐らく、それは刈ることになりますよね。設置した後の緑化、あるいは、植物の管理というのはどのような計画になっているのでしょうか。

○事業者 (Aquila Clean Energy Japan 株式会社) 基本的に、モジュールを置くエリアについては、年2回、草刈りを予定しております。

○澁谷会長 自然植生の草を刈るということですか。

○事業者 (Aquila Clean Energy Japan 株式会社) パネルがあるエリアについては、今

後、刈っていくような予定をしております。

○**澁谷会長** 多分、パネルは一面に置かれるようなイメージを持っているのですね。その上で気になるのがそこから濁水が出ないかです。多分、斜面だと思えますし、あまり潔癖に刈ってしまうと、雨水に伴って土壌表面の侵食が起きて濁った水が出てくるという可能性がないのかなと思うのですが、その点に関しては何かご検討していることはございますか。

○**事業者 (Aquila Clean Energy Japan 株式会社)** 詳細なパネル範囲は考えていないのですが、あくまでもパネルの下はそのまま草地になると思います。刈るというのは、今のススキやシダ類などが大きく成長してしまうと、パネルにシダ類などがくっついてパネルに影響するので、定期的に一般的な草刈りはせざるを得ないのかなと思っています。

また、濁水については、表土をはぐという捉え方ではないですし、草を刈るだけでは濁水は出ないのではないかと判断しています。濁水は雨水排水の系統になって、そういった水はゴルフ場にある池のほうに全部流して、そこで幾分の濁水はある程度沈降させ、その後、ショウシン川に排水することになるかと思えます。今の池を最大限利用し、そちらを経由させて濁水を防止するというようなことも今後は考えていきます。排水系統を捉えて、直接ショウシン川のほうに流すのではなく、池を経由させて排水するというような設計としたいと思っています。

○**澁谷会長** 現地の地形が分からないので、何とも言えないのですが、近年ですと、我々があまり想定しないような雨量のイベントも結構増えているように思いますし、基本的には割と潔癖に草刈りをずっとしているのだろうなというイメージです。現地調査で植物の調査なんかもすると思うのですが、そのときもそれを念頭に置き、見ていただければと思います。

濁水は大きな問題になりかねませんので、注意いただければということです。

○**事業者 (Aquila Clean Energy Japan 株式会社)** 分かりました。

○**澁谷会長** ほかにご質問はございませんか。

○**事務局 (川村専門主任)** 事務局から1点お願いがあります。

図書の16ページで設備の配置計画を示していただいているのですが、このうち、太陽光パネルの非造成部と太陽光パネルの伐採・敷きならし部について、工事の内容として具体的にどういう違いがあるのかとか、裸地化する部分がどの程度存在するのか、また、変電設備のところは伐採・敷きならし部と同様な工事が行われると考えていいのかです。それから、管理用道路について、先ほど車は通れないというお話でしたが、一般的なゴルフ場ですと、昔、カートが通っていたような道路があるのではないかなと思います。現状、その道路がどのようになっており、太陽光パネルを運んだりするに当たって、その管理用道路を拡幅したり、車が通りやすくなるように何らかの工事をしたりするなど、工事内容がもうちょっとイメージできるようなご説明をしていただければと思います。

○**事業者 (Aquila Clean Energy Japan 株式会社)** 設計的なものは、今後、準備書の調

査をしていく中で進めていきます。

先ほどの質問のように、排水系統なども設計の中で判断するのですが、今言えるのは、あくまでもゴルフ場だったフェアウエー、要は、昔、きれいな芝だったところの草を刈って、そこに太陽光パネルを置くということです。また、残置している森林などには手をつけないことを考えています。ですから、あくまでもフェアウエーやラフなど、既に造成されてしまっているところを最大限利用し、パネルを置きたいと考えております。

そして、先ほどのカート道路についてです。軽トラぐらいは走れますが、パネルを維持管理するための道路として生かせるものは生かしていきたいと考えております。ただ、かなりのカート道路の道があって、不要なところはパネルの用地とすることになるかと思えます。

ですから、重ねてになりますけれども、できるだけ現状維持といいますか、フェアウエーとラフの部分だけは伐採し、そこに太陽光のパネルを置くということです。また、ゴルフ場にもともとあった森林は残置森林として残します。今、対象事業実施区域は85ヘクタールとなっていて、その中にパネルを置くのが大体50ヘクタールで、約35ヘクタールはそのまま残置させるような計画としております。

○澁谷会長 ほかにご質問等はありませんか。

たまたま目に入ったのですが、資料2-2の15ページです。

対象事業実施区域の約半分が汐泊川地区水資源保全地域にかかっております。先ほどの濁水の件はセンシティブな問題だと思いますので、現地調査の上、今後、どう扱うかについてご検討をいただければと思います。よろしく申し上げます。

ほかにご質問等はございませんか。

(発言者なし)

○澁谷会長 ないようですので、この件についての審議は以上で終了といたします。

事業者の皆様は、退席をお願いいたします。

続きまして、議事の(3)に移ります。

本日が2回目の審議となる(仮称)苫東厚真風力発電事業環境影響評価準備書についてです。

この議事については、冒頭で事務局から説明がありましたように、非公開箇所に関するご意見やご質問等がある場合は、一通りの審議終了後、非公開審議の場を設けて審議を行うこととします。後ほど各委員に確認させていただきますので、その際にお申し出ください。

本件は2回目の審議ですが、1回目の審議の際に事業者回答が整っていなかったことから、本日も事業者であるDaigasガスアンドパワーソリューション株式会社に出席をいただいております。

では、まず、本件について、9月25日に現地調査を行っておりますので、事務局から簡単に説明をお願いいたします。

○事務局（下田主事） ご説明をいただきましたとおりで、9月25日に会長を含む3名の委員の皆様と一緒に本事業の現地調査を行いましたので、簡単ですが、ご報告させていただきます。報告では図書と資料3-2と資料3-3を併用いたしますので、併せてご覧いただければと思います。

まず、簡単に事業の概要についてご説明させていただきます。

1分冊目の図書の3ページをご覧ください。

本事業は、厚真町と苫小牧市の約335.9ヘクタールを対象事業実施区域といたしまして、単機出力が4,300キロワット程度の風車を最大10基設置する計画となっております。関係市町村は厚真町、苫小牧市、むかわ町となっております。

同じ分冊の図書の159ページに対象事業実施区域全体の重要な自然環境のまとまりの場が示されております。

対象事業実施区域内や風力発電機の設置予定位置に植生自然度9や植生自然度10の範囲が多く含まれておりまして、このうち、特に東側の海岸沿いの5基があるエリアにつきましては、汀線から順に乾性草地のハマニンニク-コウボウムギ群集、その内陸側にヤマアワが主体となる群落が帯状に分布しており、さらに内陸側にヨシを主体とする湿地草地の中にヒメガマ群落やヒルムシロクラスが分布する海浜が形づくられております。この海浜の植生、群落が専門家ヒアリングにおいても貴重な生態現象であると指摘されております。

また、対象事業実施区域内や区域の周辺では非常に多くの鳥類などの生息が確認されておりまして、特に、重要種の営巣地につきましては、対象事業実施区域内とその周辺ではチュウヒ、タンチョウ、ハイタカの営巣地、区域周辺ではオジロワシ、オオタカ、アカモズの営巣地がそれぞれ確認されております。さらに、オジロワシなどの猛禽類や渡り鳥の年間予測衝突数も高い数値が出ているものが含まれております。

続きまして、現地調査の説明に入らせていただきます。

今回、特に鳥類に関する指摘が多いのですが、現地調査全体を通して、調査の中での質問にその場で事業者が明確な答えを出さずというより、こちらからその場で気になったことを挙げた上で、この後に説明する2次質問で質問して回答を得る形式となっております。2次質問の内容については現地調査の結果も踏まえたものとなっておりますので、ご承知おきいただければと思います。

現地調査では、まず、図書の19ページをご覧くださいなのですが、この図の中央エリアから調査を開始しております。

ここでは、猛禽類の調査地点、ヨシ原や外来種の状況、排水経路の確認をしました。中央エリアの近傍で、図書に掲載されているN1からN3のチュウヒの営巣地は非公開資料となっておりますので、委員の皆様向けの図書にしかないのですが、こちらのチュウヒの営巣地のほか、令和6年に確認されたチュウヒの営巣地のN9がこれよりさらに近傍にございます。

このことについては2次質問で幾つか質問をしております、この営巣地に対する影響への事業者の回答として、風力発電機と営巣地の間に大型トレーラーが頻繁に行き来する道路があり、これにより営巣環境と風力発電機が分断されていることから、影響が低減できているとしております。また、営巣適地の改変による影響については、対象事業実施区域のエリア内では繁殖成功に至っていないことから、営巣での成功の可能性が低い場所であるとしておりました。ただ、現地調査では、委員から、事業者は営巣放棄をした、イコール営巣に適した場所ではない、と評価をしていますが、繁殖行動そのものが重要であるということが指摘されておりました。

続いて、図書に戻りまして、19ページをご覧ください。

次に確認したのがこの図の西側のエリアになります。ここでも、中央エリアと同様で、猛禽類の調査地点、ヨシ原や外来種の状況、排水経路の確認をしました。

西側エリアと中央エリアは造成地となっております、このような造成地では過去の土地改変の方法次第では外来種の温床になる可能性があるという指摘が委員から事業者にありました。このことについては、資料3-2の81ページの質問番号15-12で、事業者にこのことを踏まえた緑化の進め方の見解を質問しました。これに対して、事業者から、基本的には自然回復に任せるとしているものの、侵略的外来種については確認されたら抜き取りによる適切な除去を行うとの回答を得ております。

続きまして、同じ分冊の図書の712ページの図で、代表地点2と代表地点3で示されているところの風車の影の影響についてです。こちらの地点で風車の影の状況を確認しました。712ページやその隣のページの図では、710ページの予測結果で参照値を超過している地点があって、現場で確認をしました。図書では住宅南東側の事物によりおおむね遮蔽されているとあるのですが、現地を確認したところ、砂山になっておりました。

資料3-2の40ページの質問番号13-4ですが、この2地点で最も高い位置にある代表地点3の2階の窓からでも風車のブレードの回転域が砂山で遮蔽されているとの回答されております。ただ、1ページに戻って、39ページの質問番号13-3では、砂山がどのくらい維持されるのかという質問をしております。これに対して、事業者から、当面は維持されるが、将来の計画は未定であるという旨を砂の採取の事業者から確認したということで、今後、その山が維持されなくなり、風車の影の影響が生じる場合は居住者と協議してブラインドや遮光カーテンの設置または提供を検討するとのことでした。

その後、風車の影の影響について、代表地点1の建物でも確認をしております。建物と風力発電機の設置予定地の間に約10メートルの高さの防風林がありまして、先ほど説明した資料3-2の40ページの質問番号13-4の事業者回答では、この防風林により、風車のブレードの回転域は遮蔽されるとしております。

続きまして、図書にまた戻りまして、19ページをご覧ください。

19ページの図の東側エリアの確認を最後に実施しました。確認地点としては、風力発電機No.7の北側、No.9とNo.10の間の海岸側、No.6の西側を確認しまして、中央エリア

と東側エリアの間に厚真川が流れているのですが、厚真川の河口付近にある浜厚真海浜公園まで移動して終了となっております。その際、タンチョウや猛禽類、渡り鳥の調査地点、海浜植生の状況などを確認しました。現地ではチュウヒとみられる鳥を確認することができました。

東側エリアでは、委員から、この事業の計画が鳥類の利用域全体を使った計画となっているということ、営巣地と風力発電機との離隔距離が取れていないことが指摘されております。

また、東側エリアの区域設定の根拠についてです。

図書の19ページの隣の20ページをご覧くださいますと、方法書段階と比較して、海側に事業区域が追加されておまして、追加された区域に風力発電機が設置される計画となっております。これにより海側の環境への影響が大きくなることが想定されるのですが、このような区域設定にした根拠、妥当性について質問をしております。これに対して、事業者から、資料3-2の13ページの質問番号6-3の2次質問②になるのですが、チュウヒとタンチョウの利用状況などを反映し、影響の低い海側に設定したこと、海岸部の汀線から乾性草地の範囲は専門家ヒアリングなどから植生の回復が見込まれることから影響が低減できているとの回答を得ております。

最後に、風力発電機のブレードの塗色について、現地調査の中でも事業者から少しでもバードストライクの影響を低減できる策として挙げられていたものではあったのですが、委員からは、近年の状況からブレードの塗色では効果が不十分であることが分かってきたため、これだけに頼らない確実に効果的な影響回避策を取るべきという指摘もありました。

今回の調査では、鳥類や植物、風車の影の確認を主に行いましたが、現地の状況について、感想を含め、先崎委員から簡単に補足をいただいてもよろしいでしょうか。

○先崎委員 私も調査に同行しまして、事業者にいろいろと質問し、説明を受けましてまいりました。その際はすごく真摯に対応していただいたのですが、回答自体は、今、下田主事から説明があったとおりで、私たち委員、それから、同行されていた環境省の担当の方々から懸念点が、特に、今年の調査結果や評価についての具体的な質問がかなりあったのですが、満足な回答はいただけなかったと感じております。

○事務局（下田主事） 調査に参加いただきました澁谷会長と松島委員から何か補足などがございましたらお願いします。

○澁谷会長 松島委員、いかがでしょうか。

○松島委員 私も1日調査に同行させていただきました。かつて調査していた場所でもあったので、ある程度の現地の土地勘はあったのですが、改めて自然度が高い場所であるということ、また、植生の面を主に見たのですが、鳥類等の生態系という観点からも重要な場所であるだろうと再認識したところです。

○澁谷会長 ありがとうございます。

鳥類のほうは先崎委員にお任せするとして、全体として自然環境として非常に脆弱で敏

感な場所に事業が計画されているなどという感想を持ちました。違う言葉で言うと、非常に難しい事業を計画されているのだなということです。事業者に対してはポジティブな印象をあまり持っていないという印象です。

○事務局（下田主事） 補足いただきまして、ありがとうございます。

現地調査については以上となります。

○澁谷会長 それでは、改めて、事務局から意見の概要と事業者の見解、主な2次質問とその事業者回答、そして、保留となっていた1次質問への事業者回答も含めて報告をお願いいたします。

○事務局（下田主事） 引き続き説明させていただきます。

資料は3-1から3-3です。順番が前後しまして、先に資料3-2と資料3-3を用いて説明いたします。資料3-1については後ほどご説明させていただきます。

また、資料ですが、一部、非公開情報を含んでおりまして、本日メールさせていただいたところであるのですが、非公開箇所が資料3-2の質問事項と回答で、2次質問の箇所で8か所、資料3-2の補足資料の資料3-3の別添資料で12か所ございます。いずれも動物や生態系に関する項目で、希少種の生息位置や営巣地が具体的に特定できる可能性のある記載ですので、もしこれらに言及する場合は、冒頭でご説明しましたとおり、非公開審議の時間を設けておりますので、その際に言及していただきますようお願いいたします。

また、今回ですが、Q&Aが全部で93ページと膨大な量になっておりますので、全ての項目について説明するのは時間上厳しいため、かなり駆け足のご説明となりますことについてご了承をいただければと思います。

それでは、資料3-2の18ページの質問番号8-4の①をご覧ください。

1次質問でヒアリングをした専門家への確認と必要があれば修正を求めた結果が示されております。内容は別添資料の最初のページから3枚めくっていただいて4枚目です。傍聴席の皆様は3枚目の最後のページになっているかと思いますが、ここから数ページにわたって記載があります。カラーの資料をお持ちの方ですが、赤色の字が準備書から追記された部分で、修正された箇所ですが、専門家Bからの風車の配置の再検討を求める意見、専門家Mからの自然草原は本来保全を図るべきという意見が追加されております。

続いて、資料3-2の44ページの質問番号の14-9をご覧ください。

こちらは渡り鳥の調査に関する質問ですが、1次質問事業者の回答で、令和3年の調査は春季に本州から飛来するガン類、ハクチョウ類の渡り状況の確認を目的としたこと、令和4年から5年の調査は鳥類全体の渡り状況の確認を目的としたこととの回答があったため、①では、図書からそのような記載が読み取れず、渡り鳥全体の調査として調査を実施しているように読めますが、目的の対象が異なる調査を行っているにもかかわらず、その旨を図書に記載しなかったのはなぜか、②では、令和3年秋季と令和4年春季に調査をしなかった理由、そして、しなかったにもかかわらず、図書に調査結果が示されている理由を質問しました。これに対して、事業者から、渡り鳥の調査について、年度により目的が

異なっていた点の説明が不足していたため、回答にある項目立てで評価書において修正し、令和3年秋季と令和4年春季については猛禽類調査時の渡り鳥の結果を参考値として記載していたものの、混乱を避けるために削除しますとの回答でした。

また、資料3-2の52ページの質問番号14-25でも渡り鳥について質問しておりまして、②では、1次質問の回答で、この地域を普通に通過していたが、渡りとして記録されなかった可能性があるというのでは環境影響評価上大きな欠陥があるのではないかと、また、1次質問の回答から、北寄りの弱風時の晴れた日の調査があまり実施できていない印象であったため、結果の妥当性や再調査の必要性について、事業者の見解を質問しました。これに対して、事業者から、渡りとして記録されなかった可能性としては、1羽ずつの飛翔で一気に飛翔しない行動であったり、群れでも樹林内に入って行ったり来たりを繰り返すような行動などであり、渡りの飛翔としてはみなされないものとなること、また、北寄りの風のときは比較的天候が悪く、風が強い場合が多くなっており、アセス調査の限られた調査期間を考慮すれば妥当な結果であると考えていること、また、令和3年の春についてはガン類のほぼ全ての渡りを把握できたと考えているとの回答でした。

続きまして、資料3-2の71ページの質問番号14-41の⑨をご覧ください。

69ページの1次質問の⑧の回答で、環境省の風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方に示した知見に酷似した環境という回答があった点につきまして、まず、ここで示された環境省の知見について簡単に説明しますと、先ほど示した環境省の基本的考え方という知見の中にある風車のサイト周辺におけるチュウヒの生息・繁殖情報というものでして、風車の稼働後1年目から19年間にかけて、チュウヒの1ペアが風車から147メートルから289メートルの距離で営巣し、11営巣期で繁殖成功を確認したというものがあります。ただ、前回の審議会で委員から指摘があったのですが、この知見は風車の建設後にチュウヒが定着しており、既にチュウヒが定着している場所に風車を建設する本事業とは全く異なるということをこの質問で指摘しております。これに対して、事業者から、風車建設前から定着している本事業と風車建設後に定着した環境省事案との違いについては理解しているとしながら、環境省の知見での事案は静かな環境の中に風力発電機が開設された一方、本事業は、騒音があることのほか、人や車などの動きが見られ、その状況下で慣れている個体であることから全く異なるとは言えないと考えているとの回答でした。

事務局としては、静かな環境と考えられる環境省の事案と比較的うるさい環境下であると考えられる本事業と比較し、全く異なるとは言えないという結論に至る理由が回答からは読み取ることができなかつたので、改めて事業者の詳細な回答や説明をしていただきたいと思いますと考えております。さらに、この知見について、チュウヒの営巣地と風車の離隔距離に関する2次質問の回答の根拠として対応されておりますけれども、この質問での指摘を踏まえると根拠として十分なものであるのか、現状の事業者の回答では疑問であると言わざるを得ない状況となっております。

続きまして、資料 3-2 の 85 ページの質問番号 16-5 をご覧ください。

先ほどお示ししました環境省の風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方ですが、事業者が先ほどの Q&A で示した知見は、風力発電事業におけるクマタカ、チュウヒへの影響に関する知見の整理として、既設風車周辺での生息・繁殖情報の一つとして示されているものとなっております。

この基本的考え方ですが、それ以外に様々な知見等を踏まえた上で、チュウヒなどに対する風力発電事業による影響リスクを整理し、影響が低減されるラインを明確化し、調査、予測及び評価の最適化につなげるため、チュウヒに対する事業影響の基本的考え方を示しているものです。そうした様々な知見を踏まえた上で整理された基本的考え方として、チュウヒに関しては大きく 3 点あり、1 点目は風車の建設位置がチュウヒの隣接ペアとの干渉行動や風車のブレードの高さでの採餌飛翔位置が集中する場所ではないこと、2 点目は営巣場所から草地環境が連続する範囲と高利用域内の採食地が改変されないこと、3 点目は高利用域の内部に風車が建設されないこととなっております。

これを踏まえた上で、質問番号 16-5 になりますが、図書 2 分冊目の 1,422 ページに記載されております N4 ペアです。非公開資料に載っているのですが、営巣中心域と高利用域が 1,427 ページに記載されている N1 ペアでは高利用域がそれぞれ風車の設置位置と重複していることを指摘しまして、何をもって採餌環境は維持されると予測し、環境保全措置により影響を低減できるとしたのかを質問しております。これに対して、事業者から、高利用域内に採餌環境として好適とされる環境があり、改変されることとなるとしながらも、N4 ペアは高利用域内においても改変されない好適な環境があること、飛翔状況により入鹿別川に沿って存在するヨシ原も含む湿性草地を餌場として利用、あるいは、利用しつつあるということから、事業計画の外側の範囲においても好適な環境が広がっているものと考えられることを踏まえて影響は低減できるものと考えたとの回答を得ております。

N1 ペアについては、実際に確認された採餌飛翔位置と高利用域の広がり一致しているわけではなく、採餌行動が多く確認されたのは高利用域の西側になり、その場所に好適な環境が存在していることから事業計画の外側に主な好適地が存在することになるというふうに回答しております。

次に、戻りまして、62 ページの質問番号 14-35 の③をご覧ください。

1 次質問の④で、風力発電機が設置されていることによって当該地域がタンチョウ個体に繁殖地として選ばれない影響が考えられないかを質問していたのですが、その回答が曖昧だったため、再度、質問をしております。何の影響を低減できるのか、風車を建設しても繁殖地として選ばれにくくなることはないと考えているのであれば、その根拠となる既存の知見や現地調査の結果、解析結果を示すことを求めました。これに対して、事業者から、令和 3 年のひなへのバンディングによる人的な影響によって一時的に逃避し、その翌年は繁殖しなかったものの、営巣地となる浜厚真海岸の湿地環境の存在が大きな要因になり、令和 6 年には再び繁殖に成功しており、稼働後も構造物としての風力発電機に次第に

慣れると推定され、一時的な逃避はあるとしても浜厚真海岸に戻ってくると考えられると回答しております。

先ほどのチュウヒもそうですが、全体の回答として、事業者としては、一時的に影響はあるにしても、湿地環境がある程度残され、また、風力発電機にも慣れることでまた戻ってくる可能性があること、対象事業実施区域外の好適な環境を利用することから、チュウヒやタンチョウを中心とした鳥類への影響は低減されていると考えているように読み取れる回答が多いという印象を持ちました。ただ、1次質問のときから指摘しているとおりで、考えの明確な根拠が示されていないものや根拠として十分であるか疑問が残るものが根拠となっている回答が多く見られております。

資料3-2、資料3-3については以上とし、最後に資料3-1についてご説明いたします。

こちらは事業者から送付があった準備書への一般からの意見の概要と事業者の見解を掲載した資料となります。

1ページの(2)をご覧ください。

公告の方法についてです。図書の縦覧についてですが、北海道新聞の朝刊と苫小牧民報の夕刊、各関係自治体の広報誌に掲載するほか、インターネットにより周知されました。2ページの(5)に縦覧者数の記載がありまして、厚真町で計27名、苫小牧市で4名、むかわ町で6名とのことです。

次に、3ページをご覧ください。

準備書の説明会について、8月の23日から26日にかけて、厚真町で2か所、苫小牧市とむかわ町では1か所ずつで開催され、厚真町で計88名、苫小牧市で26名、むかわ町で48名の来場があったとのことです。

また、4ページの下に意見の募集について記載がありますが、8月8日木曜日から9月24日火曜日まで行われ、合計で55通、148件の意見が提出されたとのことです。

5ページ以降にその意見の概要と事業者の見解が示されておりまして、チュウヒやタンチョウを中心として、事業による自然環境への影響や近隣住宅などへの騒音による影響を懸念する声が多くありました。

数が多いため、主なものを抜粋してご説明いたします。

まず、7ページから10ページにかけての意見書7ですが、鳥類を中心に自然環境への影響を懸念する意見となっております。

意見が多く挙げられているのですが、その中で、8ページのNo.13では、東側エリアの風力発電機近くでシロチドリの営巣の確認がされていることが指摘されております。事業者の見解としては、繁殖行動を確認しているが、改変面積を最小限に抑えることなどで影響を低減しているとしております。

そのほか、12ページのNo.24では、タンチョウの調査の不足や信頼性の低さを指摘されています。具体には、準備書の記載では令和5年しか調査していないにもかかわらず、令和3年や4年の結果が記載されている点、また、調査地域内でタンチョウが確認されてい

るにもかかわらず、図書の826ページでは確認されていないこととされている点についてです。事業者からは、タンチョウは方法書に記載した調査方法と専門家の助言から追加した内容の調査を行っていること、令和3年と4年のデータは猛禽類や渡り鳥調査の中で得られた結果を記載しており、専門家から得た情報等も踏まえ、調査、予測及び評価を実施しているとしています。

調査期間内での見落としのほか、先ほどの渡り鳥調査の件で述べた図書の記載不足と思われるような内容と考えられますため、これらについては3次質問でさらに確認していきたいと考えておりますが、委員の皆様から何かご指摘があればお願いいたします。

次に、13ページの意見書8のNo.26です。タンチョウやチュウヒの調査に関し、準備書の問題点が示されている意見ですが、その中で、令和5年にタンチョウが目撃された地点から300メートル未満の場所で事業者がボーリング調査を実施した影響で、この年に浜厚真海岸湿地で営巣しなかったのが主な要因であるとする意見が述べられております。事業者としては、今後、事業を進めるに当たっては、繁殖初期には繁殖状況を確認の上、繁殖行動が確認された周辺部での工事は行わないこととすると見解を述べています。このことについては、8ページのNo.10や61ページのNo.119、65ページのNo.132でも同様の内容のことが述べられています。

続きまして、意見として多かった騒音による影響について抜粋してご紹介いたします。

26ページの意見書のNo.26をご覧ください。

事業地の近隣に住む方からの意見ですが、騒音や風車の影による様々な影響を懸念している意見になっております。この中で、実在する戸建て住宅に居住しているが、準備書には記述がないと述べられています。これに対して、事業者から、最新版の2022年のゼンリン住宅地図に記載のある住宅を記載しており、これにない住宅は記載していないとしていますが、住宅地図に記載されている900メートルの距離の住宅での風車の影は参照値を超過しない結果となっているとしています。同様の意見が24ページの意見書21でも述べられていますが、こちらも回答は同様となっております。これらの住宅の存在を現地調査等で把握していたのか、具体的な調査を実施したのか、していないのであれば、しなくて問題ないと判断した理由など、この後、3次質問で伺いたいと考えております。先ほどと同様、委員の皆様から何かご指摘があればお願いいたします。

また、これらの意見のほかにも騒音による影響を懸念する声が多く上がっていますが、環境省の指針値を下回っていることから問題ないとする見解が述べられています。

最後に、35ページの意見書37のNo.82の意見をご覧ください。

準備書の縦覧について、意見書の提出締切日までは最低でも行うべきとしているなどの意見です。これに対して、事業者から、準備書の縦覧期間は法律で定められた1か月間でしたが、閲覧に関しては準備書を再度事業者ウェブサイトで公開することとし、期間は準備書手続終了まで印刷及びダウンロードを可能としたということです。

駆け足でのご説明になりましたが、本事業に係る説明は以上とさせていただきます。

委員の皆様には、先ほどの事業と同様、後ほどメールにて3次質問の依頼をさせていただきたいと考えております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○澁谷会長 今、事務局から2次質問の説明がありましたが、渡り鳥のデータについては、一部、猛禽類調査における渡り鳥の観測数が参考値として示されていて、図書上ではそれらの判別はできない形であったということですので、事業者からこのことについて改めて説明をお願いしたいと思います。

また、資料3-2の71ページの質問番号14-41についてです。

⑨の回答について、先ほど事務局から説明があったところですが、事業者に改めて説明いただきたいと事務局からご指摘がありましたので、まず、今の2点についての説明をお願いしたいと思います。

○事業者（一般財団法人日本気象協会） まず、渡り鳥の記載についてご説明させていただきます。

今回は、令和3年から令和5年に行った調査について、一連の表としてお示ししてしまったことで誤解を生じさせてしまったことを申し訳なく思っております。

今回の調査に関しましては、令和4年の秋から令和5年の秋までの1年間実施した調査ですが、それが方法書に沿った渡り鳥調査、いわゆる一般鳥も含めました調査結果になります。

令和3年の春に実施しました調査については、有識者の方からいろいろとご意見をいただいた中で、むかわや厚真の付近への春のガン類やハクチョウ類の飛来がかなり多いはずだというようなお話がありました。また、厚真町やむかわ町の水田地が大事な餌場になっているということもありましたので、そういったことから猛禽類調査を先行して実施しておりましたが、それに沿って、まず、ガン類とハクチョウ類についての本州からの飛来の状況を確認しようということで令和3年の春という位置づけで調査を実施しました。ですから、データとしてはガン類とハクチョウ類の飛来状況となります。

できるだけ連続的な調査を考えておりました。ただ、飛来する初めの時期が分かりませんでした。毎年違うということもありましたので、野鳥の会のウトナイ湖の情報から、その年の初めの飛来を確認した次の日から調査を開始しまして、それが2月28日でした。最終的には4月の中旬まで調査を実施し、ガン類の飛来の確認はほぼ取れたような調査結果を示せたと考えております。

ただ、今回、準備書に当たって、渡り鳥というくくりでの結果での表立てで、令和3年から令和5年の秋までの調査結果として季節ごとの表立てをしたことで誤解を与えてしまいました。申し訳ありませんでした。

また、その中で、令和3年の秋と令和4年の春に関しては、猛禽類調査の中で重要種の位置のほか、猛禽類に限らず、データを取っておりました。その結果に渡り鳥の調査結果もありましたので、それを参考値として加えさせていただいたということです。

○**澁谷会長** 分かりづらい形で示されていたということですが、それについての追加資料といますか、分かりやすくしたものは出されていないのですか。

○**事業者（一般財団法人日本気象協会）** ございません。

○**澁谷会長** それでは、2点目の資料3-2の71ページの質問番号14-41の⑨のチュウヒに関する質問ですが、これについてはいかがでしょうか。これも根拠が分かりづらい回答だったと思っていますが、何か補足するようなことはございますか。

○**事業者（一般財団法人日本気象協会）** チュウヒが繁殖をしている近くで風車を建てている事例がなかったため、この事例を出しました。環境として非常に似ているものを使わせていただいたところです。

事例としましては、海岸地帯で、海側はクロマツ林で、海岸とは区別されているというところが違う点となりますが、今回、風車を建てる場所は、湿地環境から離れた海寄りに配置しております。飛翔状況を見る限り、チュウヒが主に使う場所を避けた配置ができていていると考えております。

なお、その点と考え方の事例から、クロマツ林によってチュウヒの行動が海側へと区別されているようなところがうかがえました。また、内陸側を見ますと、事例では、クロマツがあり、湿地があり、段丘になって樹林がありまして、そこでも区切られていまして、その湿地帯がチュウヒにとっての主な活動、繁殖の場になっていると見受けられました。

今回の浜厚真の場合も、海側から見ますと、乾性草地があって、湿地環境があって、そこが繁殖の場になっているわけですが、そこから内陸に入ると交通量の多い国道があり、JRがありということで環境としては区分されている点が似ているのではないかとということで記載させていただきました。

○**澁谷会長** それでは、ただいま事務局と事業者から説明がありましたが、委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○**先崎委員** 今のチュウヒのことについてです。

環境省の指針として、環境が似ていれば、風車との離隔距離が149メートルでしたか、ちょっと忘れてしまいましたが、そのくらい取れていれば影響が小さい、要は風車を建てていいと読み取ることが私にはできません。しかし、それを根拠にチュウヒの巣のそばに風車を建てても大丈夫だとおっしゃっていると思うのですが、その点について明確に見解をお示してください。

○**事業者（一般財団法人日本気象協会）** 明確な答えがなかなか出せないのですし、委員から考え方の事例というのは風車が建った後からだというお話がありました。確かにそのようなところがありますし、今回は、営巣地があった上で風車が建つということになります。

なお、今回の風車の配置とこちらで確認した営巣地までは200メートル以上あります。また、先ほども言いましたけれども、チュウヒが利用している範囲は避けられているのではないかと判断で現状の計画とさせていただいております。

○先崎委員 答えになっていない、説明になっていないと私は捉えました。

ここで言っているのは、ペア数とか巣立ちひな数に改変面積がどのくらい影響するのかをちゃんと示してくださいということに加えて、風車が建つことでいなくなる、これはペア数に関わる指標かもしれないのですが、そういったことを聞いています。

回答を示せないということが答えなのではないかと私は思います。要は、科学的に営巣地のそばに風車を建てることでチュウヒへの影響を低減するということが示せていないということが答えなのではないかということです。

もう少し言うと、事業者の回答です。例えば、質問番号 14-41 でヨシ原の改変率を出しています。もしくは、どうやってやればいいかが分からない、定量的な方法が見つからなかったという回答です。ただ、専門家の指摘でも試算されていますし、ちゃんと数値が出ています。

多分、ヨシ原面積といいますか、改変面積、あるいは、巣立ちひな数やチュウヒのつがい数に置き換えることとあまり変わらないのです。それをやらないということについて、どういった見解からなのかを教えてください。

○事業者（一般財団法人日本気象協会） その点に関しては我々の勉強不足なところかと思しますので、それをしっかりと踏まえ、今後評価したいと思います。

○先崎委員 今後といってもこの評価は準備書で終わるわけで、評価してどのようにされるご予定なのでしょうか。

○事業者（一般財団法人日本気象協会） お示しできればと思います。先ほど事務局からも3次質問をということがありましたので、その回答に合わせ、今、委員が言われた点をお示しできればと思います。

○先崎委員 次に、先ほどの質問番号 14-9 についてです。

なぜこんなことをしたのでしょうか。渡り鳥調査の渡り鳥の衝突数の算出ですか、令和3年、令和4年で、大した説明をせずに記載したということでした。説明を聞いても、なぜこのようなことをやったのかが分かりませんでした。これは、意図的にやったのか、そうではなく、説明を書き忘れてしまったのかを教えてください。

また、特にガンの衝突数です。令和3年の春の値は結構高いものですが、渡り時期が分からなかったとかという話でしたよね。令和4年や5年で絞って調査をやらず、ついででやった調査の結果を載せたことにはどういった意図があったのか、教えてください。

○事業者（一般財団法人日本気象協会） できるだけ情報として載せておくことが必要かと思、令和3年の秋と令和4年の春の記録に関しても載せたというのが正直なところで、特に意図したものではありません。ただ、本当に説明不足だったということです。また、令和3年の春に関してはガン類等がかなり出ておりますので、そういったデータと通常の調査をした結果とを比較できてしまうような表立てをしてしまったことで誤解を与えてしまったということです。

○先崎委員 令和4年の春とか5年の春など、季節を絞って調査をしなかった理由です。

私もちゃんと把握していないのですが、それは方法書に書いていないからというような理解でよいですか。

○事業者（一般財団法人日本気象協会） そうです。令和3年の秋と令和4年の春というのは、渡り鳥調査も一般の動植物の調査と同時期に実施しようということで進めておりましたし、一般の動植物の調査は令和4年の秋から開始となっておりますので、渡り鳥の方法書に記載した調査に関しては令和4年の秋から開始したということです。

○先崎委員 次に、資料3-3の専門家の意見で、表8.2-1です。

かなり追記されていて、かつ、重要な意見がこの段階になって出てきたと私は理解しているのですが、それで合っていますか。

○事務局（下田主事） はい。

○先崎委員 2次質問の回答の段階でこういうものが出てきたわけです。

例えば、専門家Bは風車配置を検討し直せというようなことを言っています。このように検討し直せと言っているのに検討しましたというのもよく分からないです。

また、先ほど説明があったように、植生の専門家Mですか、影響を懸念する意見がこの段階で出されています。このように途中まで進んでいる段階でこういう重要な意見が追記されるというようなことがあっていいのかが私には理解できません。

何でこういう重要なものが今の段階になって出てくるのでしょうか。

○事業者（一般財団法人日本気象協会） 今回の専門家の意見は弊社としての確認不足だったもので、再度、確認したものとなります。

確かに、専門家Bからは、この前の議事録と並べていただくと、また違うところもあると思うのですが、いろいろと追記したところがあったため、赤色の字で記載をさせていただきました。

この点に関しましては確認不足だったということです。

○先崎委員 要するに、準備書を出す段階でどういうものを掲載すべきか、して良いかをしっかりと確認せずに載せてしまって、Q&Aの中で指摘があり、再度やり直した結果、このようになったというようなことでよろしいでしょうか。

○事業者（一般財団法人日本気象協会） 委員の言われるとおりです。

ただ、できるだけ専門家から言われた言葉に沿ったつもりではあったのですが、専門家Bの方にこのように追記していただいたということです。

○先崎委員 手続上、これで大丈夫なのかがすごく気になります。

特に、今回の事業者は、タンチョウに関しては専門家の意見に従って大丈夫だと思っていますという割に、ほかのところではほとんど無視していますよね。そうはいつでも重要な意見かもしれないわけです。でも、重要である意見をちゃんと確認せず、途中になって出してくるというような手続で、科学的な評価としてはちょっと考えられないものだと私は思います。

○事業者（一般財団法人日本気象協会） 確かに、専門家の方からのご意見について、最

最終的な掲載版の確認をきちんとすべきであったと思います。しかし、それを十分に確認せずに載せてしまったのはこちらの確認不足であったと思います。

ただ、記載の内容に関しましては、今回、追記したところもありますが、専門家の方にヒアリングをさせていただいた内容を議事録に基づいて掲載しておりますので、専門家の意見はおおむね反映されているのかなと考えております。ただ、掲載の方式については不足していたところがあったということです。

○先崎委員 あまり変な議論はしたくないのですが、この真っ赤な文字のところを見ますと、少なくとも専門家Bに対しては全く聴取していなかったと私は捉えています。

○澁谷会長 これはもしかしたら我々の責任もあるのではないかと考えています。

今、準備書の議論なのですよね。方法書段階でも相当問題はあったわけです。例えば、今の段階になってこれだけ専門家の意見やそれに対する回答が出てきていまして、ここまでの議論が不十分であったということも否めないのかもしれないという点があります。

ただ、準備書の段階で、例えば、風車の位置を再検討すべきであるというような専門家意見が出てくるというのは通常ではあり得ないと思います。

そして、先ほどの先崎委員への質問への回答でもあったのですが、これに関してはすごく敏感な案件です。なぜかと言うと、既に希少種の大型の鳥類が営巣し、繁殖もしているということが分かっているからです。また、先ほど先崎委員から示唆があったのですが、湿原の面積とペア数の相関が結構強いということもあります。それにもかかわらず、これはほかの案件でもそうですが、事業の影響を回避または低減できますと答えられているのです。でも、私としてはそういう答え方では困るなど思っているのですが、どれだけ回避あるいは低減できるのかという定量性を持って、次回はそういう数値で答えられるものを増やしていただければと思います。

なかなか予測は難しいとは思いますが、その精度が高いかと言われると、なかなか難しいところもあるのだろうと思うのですが、ただ言葉で、要は定性的な回答だと、この案件については非常に困るのです。チュウヒやタンチョウなど、希少種に影響が出て、ここで営巣や繁殖を長期間あるいは永遠にしなくなりますと、戻す手だてがなくなるのです。

そういうことから大型の鳥類の個体群の維持に影響も出てくる可能性もあると考えられますので、この事業に関しては慎重に審議すべきだと思いますので、質問等への回答もできるだけ定量性を持って、言葉だけの回答にしないよう、可能なものはそう答えていただければと思います。

難しいことをお願いしているとは思いますが、ぜひ、それに心がけてください。

○先崎委員 定量的にやっていただくことももちろん大事ですが、データを見ますと、影響を回避することが難しいと考えられます。そういったことを踏まえ、次の段階でこういうことを考えていますということです。無理やり定性的に、もしくは、脆弱な根拠を持ってきて、影響を回避できます、低減できますと言われても、我々は納得できません。それは感情的なことではなく、同意できないということです。

その上で環境影響評価はしっかりやらないといけないと思いますので、影響があるものはしっかりと評価していただきたいと思います。

○澁谷会長 それでは、ほかの委員からご質問やご意見はございませんか。

こちらから振るのもおかしいのですが、松島委員は現地に行っておりますよね。何かないでしょうか。

○松島委員 私は植生の面から現地を見ているのですが、草原景観としてはやっぱり希少な環境だと思っております。

国内の自然草原は本当に少なく、国土面積の1%を切っている状態です。そして、その草原の半分以上は北海道に分布しているような状態なので、草原景観そのものはとても希少で、保全を図るべきものではないかなと考えています。

ただ、湿原等と比べると、脆弱ですが、回復力は高いところであるというのはこちらに書かれているとおりに思っていますので、その点ではどうしても候補地となりやすいのかなという逆の懸念もあります。

○澁谷会長 ほかにご意見等はございませんか。

○先崎委員 チュウヒの距離のことをもう少しお聞きします。

質問番号6-4です。

令和6年の結果ではブレードから150メートルちょっとのところまで営巣が確認されたとのことですね。それに対して、既存知見というよりは、近くに道路が通っているから風車を建てても大丈夫だという説明を受けましたが、これは全く根拠になり得ないと思います。仮にこう進めるのだったら、営巣地のすぐそばに道路がある場合、風車を建てても営巣放棄をしませんということをダイレクトに示している例を示していただかないといけないので、こういうような不適切な解釈を一切排除して評価を進めてほしいと思います。

これは1次質問のときからさんざん指摘してしまして、それでも何でこういうことが起こるのかについて説明をしていただけますでしょうか。

○事業者（一般財団法人日本気象協会） 今、先崎委員が言われているのは1次回答から定量性を求めていたのにという点を含めてということですか。

○先崎委員 それもそうですが、こういった解釈はすべきではないという指摘があるにもかかわらず、それを無視し、曲解と言ってもいいのかもしれないですが、少なくとも我々から見たら妥当ではないと思うような解釈を基に回答を何ですのかということをお聞きしております。

○事業者（一般財団法人日本気象協会） 令和6年の中央エリア付近の営巣に関しては、現地結果から見た限りでそう解釈できるということです。

実際に見ていると、幼鳥の飛翔は道路側にはほとんど行っておりません。成鳥も、道路を挟んで、もちろん飛んでいきますけれども、主に餌取りのときは道路の反対側に飛翔するという状況が見られたところからそのような回答を書きました。

○先崎委員 ちょっと分からないのですが、要は、行かないから、風車を建ててもそこで

営巣しなくなることはないと考えたということですか。

○事業者（一般財団法人日本気象協会） まず、バードストライクの懸念が少ないのではないかということです。

もう一点は、風車が建ったことによる繁殖地の放棄といった面です。先ほどの事例とは違うというお話でしたけれども、距離が離れているということから繁殖への影響も小さいのではないかということです。

○先崎委員 違うというのは私だけが言っているわけではなく、いろいろな指針がありますし、ほかの論文でもありますよね。そういったものを考慮せず、使わないほうが良いというコメントがあるものを根拠としてこういう回答をしておられるのかを伺っているのです。

もっと言うと、環境影響が低減できていると示さないと事業が進まないからこう言ったのか、もしくは、真摯に環境影響を考えて評価した結果、こういう回答になったのかに関する事業者の見解を聞かせていただけますか。

○事業者（Daigas ガスアンドパワーソリューション株式会社） ご指摘ありがとうございます。我々としては、先生をはじめとする様々な論文を全く考慮しないということは考えておりません。極力、そういった知見を基に事業の検討を進めてまいりましたけれども、我々の目指すところは環境との共生が図れる事業を目指しております。

先ほどのチュウヒの件も、道路を挟んでいるから大丈夫だろう、環境省の事例よりも離れているから大丈夫だろうと安易にお伝えしているわけではなく、我々として、3 営巣期、猛禽類調査を進めてきており、行動の特性等を最大限に配慮し、共生できるような事業ができると考え、このような回答をさせていただきました。

○先崎委員 それでは、今回の事例に当てはまらないような、今回の事例が推奨されないような論文もしくはデータ、指針を使わなかった理由は何でしょうか。

○事業者（一般財団法人日本気象協会） 今、委員の言われている指針とはどのことでしょうか。

○先崎委員 例えば、野鳥の会の浦さんたちは、営巣地のそばの 1.25 キロメートル以内はバードストライクの可能性が高いので、避けたほうが良いと示しています。それから、私の論文、あるいは、北海道の促進エリアの指針では 2 キロメートル以内では開発しないほうが良いというものがあります。ほかに、営巣地の 500 メートル以内では開発しないほうが良いという論文があります。

ここで使っている環境省の指針もそうですが、高利用域云々というご説明もありましたけれども、ああいったものを素直に捉えれば、不適切な場合があると思います。データを見て、解釈して、回答はあるのですが、素直に踏まえると、要は、外部から見ると適切ではない事例といいますか、そういう指針に則っていない事例があると私は捉えております。

都合の悪いと言ったらちょっと言葉が悪いかもしれませんが、そういった知見を使わず、155 メートル離れているから大丈夫だといった回答を事業者として示しておられるわ

けなのです。なぜそういうことをしているのかをお伺いしたいと思います。

○事業者（一般財団法人日本気象協会） ご指摘ありがとうございます。私どもとしましては、環境省から、昨今、風車とチュウヒの関係について出されたものが一番直接的な事例であるかということで、それを記載しているところが多いのはご指摘のとおりです。ただ、委員がおっしゃっているのは、そうした良い面だけを取って評価しているのではないかということかと思えます。

先ほどご指摘もあったとおり、このほか、先崎委員の論文や野鳥の会の浦さんの指摘もあるということも本来は並列させ、評価の一つの材料として出した上で最終的な本件に関する評価をやらないといけなかったのではないかなと思っています。

そのため、今後の3次質問の回答ではそうした事例も併記し、今ある限りの情報の中での評価を追加したいと思います。

○先崎委員 どの程度までですか。配置を再検討するといったことまで考えておられるのでしょうか。

○事業者（一般財団法人日本気象協会） それらの事例を並べた上で、事業者とともに検討させていただきます。今、配置の再検討までになるかどうか、ここではコメントできませんが、いずれにしましても、情報をきちんと列記し、不信感を拭えるように記載を改めたいと思います。

○澁谷会長 この審議会は、事業が良いか悪いかを判断するところではなく、環境影響評価の方法とその考え方が妥当であるかどうかを議論するところなのです。その上で、鳥類の専門家の先崎委員から評価の仕方、あるいは、考え方に不十分な点があるということが指摘されています。多少の時間が必要になるかもしれませんが、事業者の中で十分な検討をして、次の審議会に臨んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ほかにご質問等はございませんか。

（発言者なし）

○澁谷会長 ないようですので、ここで非公開審議について確認をいたします。

委員の皆様から非公開箇所に関してご質問やご意見等がある場合は挙手をお願いします。

（発言者なし）

○澁谷会長 ないようですので、非公開審議は行わないことにします。

以上でこの事業に関する今日の審議は以上で終了とします。

それでは、ここで休憩を取ります。ちょっと短いですが、4時10分からの再開としますので、よろしく願いします。

[休 憩]

○澁谷会長 時間になりましたので、再開いたします。

続きまして、議事の（４）になります。

本日が３回目の審議となり、答申を予定しております（仮称）江差第一風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

まずは、事務局から主な３次質問とその事業者回答の報告、それから、答申文（案）たたき台等の説明をお願いいたします。

○事務局（石田係長） 前回審議から間が少し空きましたので、まず、事業概要について、図書を用いて簡単に振り返りをさせていただきます。

４ページをご覧ください。

本事業は、単機出力が４,２００キロワットから６,１００キロワットの風車を最大９基設置し、総出力約３万 ７,８００キロワットで運転する風力発電所を江差町の北部に設置する計画です。

次に、７ページをご覧くださいと思いますが、事業区域が示されておりまして、風車の設置可能性のある場所として赤色の丸で１３か所示されており、このうち、最大９か所が選定される計画です。

次に、１８ページをご覧ください。

周辺の他事業が掲載されておりまして、本事業に隣接して、既設のユーラス江差ウインドファームがあるほか、計画中の風力発電事業が洋上及び陸上に位置している状況です。

続いて、区域及びその周囲の概況について、まずは４７ページをご覧ください。

まず、動物のうち、コウモリ類についてのセンシティブティマップが掲載されておりまして、江差町での情報はありませんが、隣の上ノ国町において希少種であるコヤマコウモリやカグヤコウモリなどの情報がある状況です。

次に、図書の５１ページをご覧ください。

猛禽類の生息状況について、春のハチクマの渡り、次の５２ページのノスリの渡り経路が区域と重複しており、また、５３ページにありますとおり、区域周辺においてオジロワシ及びオオワシの冬季滞在の情報があります。

次に、５５ページに鳥類のセンシティブティマップが掲載されておりますが、区域を含むメッシュは注意喚起メッシュとはなっていない状況です。

次に、５９ページの夜間の鳥類の渡りのルートのうち、秋のルートに区域が近接している状況です。

次に、７１ページをご覧ください。

現存植生図が示されておりまして、黄緑色で示される１８が広く分布しており、こちらは植生自然度７のシラカンバーミズナラ群落となります。自然度が高い群落としては、区域西部の４の植生自然度９のエゾイタヤーシナノキ群集などが挙げられます。

次に、図書の８６ページをご覧ください。

区域の南東部には逆川鳥獣保護区が位置しており、また、区域外ですが、西部には檜山道立自然公園が隣接している状況です。

次に、107 ページをご覧ください。

配慮が特に必要な施設との位置関係についてですが、南部に風車設置検討地点から約 1.3 キロメートル先に最寄りの配慮施設である小・中学校が位置しております。また、108 ページには住宅等の分布状況について示した図がありますが、図の中央に示されているとおり、風車設置検討地点から約 0.7 キロメートル先に最寄りの住宅が位置しております。

次に、220 ページをご覧ください。

景観の調査地点を示した図になりますが、主要な眺望点として、オレンジ色で示された逆川森林公園やシラフラ眺望スペースなどや、緑色で示された日常的な眺望点である五厘沢等の複数箇所が調査地点として抽出されております。

最後に、224 ページをご覧ください。

人と自然との触れ合いの活動の場について、逆川森林公園のほか、厚沢部町の水環境公園などが調査時点とされております。

簡単ですが、事業概要は以上としまして、次に資料の説明をいたします。

まず、資料 4-1 に沿って、3 次質問と事業者回答について、一部を抜粋してご説明をいたします。

7 ページの質問番号 2-14 をご覧ください。

逆川鳥獣保護区を間に挟むように風車が配置されており、保護区に生息する野生鳥獣への影響が懸念されることについて事業者の見解を伺うとともに、風車の設置位置の検討においては保護区の位置関係も踏まえて検討されるものか、という確認をしました。これに対して、事業者から、現地調査の結果を踏まえ、野生鳥獣へ大きな影響を与えることがないよう留意して風車の設置基数や設置箇所を検討する旨の回答がありました。

次に、8 ページの質問番号 2-15 をご覧ください。

1 次質問で、13 か所の風車の設置検討位置のうち 1 箇所が江差町のゾーニングマップの不適エリアに位置していることが分かりましたが、当該不適エリアについて確認をしたところ、事業者から、当該エリアは傾斜区分 20 度以上に該当することから不適エリアとされている旨を江差町役場に確認をしたことや、詳細調査や関係機関との調査の結果、不適と判断された場合には、促進エリアや調整エリアへの設置場所の変更など、新たな設置場所を検討することを考えている旨、回答がありました。

次に、23 ページの質問番号 4-24 をご覧ください。

渡り鳥の調査に関する質問となりますが、2 次質問の①において、調査期間は 1 年で設定しているが、特に秋は年変動が大きいので、可能であれば 2 ヶ年実施することが望ましいと考えられる旨を質問していた部分について、事業者から単年度での調査期間を長く設定し、調査頻度を高める旨の回答があったことから、3 次質問の①では、単年度の調査努力量を多く設定しても年変動を踏まえた予測をすることは困難ではないか、というご質問をしました。これに対して、事業者から、年変動の可能性があると考えられるが、区域周辺の他の環境影響評価書も参考にして調査期間等を設定し、単年度の調査となりますが、

渡りのピークの把握に努める考えである旨の回答がありました。

簡単ではございますが、資料 4-1 の説明は以上とさせていただきます、続きまして、資料 4-2 の関係町長の意見のご説明をいたします。

本事業の関係町は、江差町、乙部町及び厚沢部町です。

まず、事業地である江差町の意見ですが、本事業は乙部町との町界付近で計画されていることから、環境影響評価の実施に当たっては、江差町民のみならず、乙部町の地域住民等に対し、丁寧な説明を行い、十分な理解を得るよう努めること、との意見がありました。

続きまして、乙部町の意見ですが、3 ページにわたり意見の記載があります。

まず、1 の総括事項としまして、本事業計画については、住民等から環境影響に対する懸念の声が多く寄せられていることから、今後においても住民理解が得られない場合や環境保全が認められない場合は本事業計画を進めることについて是認できないという意見があり、また、2 段落目で、このような場合には事業計画の見直しを行うことを求める意見が記載されております。

次に、2 の個別事項について、一部を抜粋してお伝えさせていただきたいと思います。

(1) の樹木伐採に係る自然環境への影響は多大であるという意見、(3) の鳥獣保護区との近接性から鳥獣への影響を懸念する意見、次のページに進みまして、(7) の騒音の調査地点の再考を求める意見、(8) の風車の影について住民への聞き取り調査の実施や教育施設への配慮を求める意見、(9) の乙部町内の事業地近隣にあります新しい施設であるシラフラ展望スペースについて、海岸に突き出しているため、図書に記載の範囲よりも広域の眺望範囲になる旨の意見などがありました。

次に、3 の事前協議についてにおいては、事業者と役場の間での認識が異なる意見が記載されており、下段の最後では、風車設置場所との離隔について協議したが、受け入れられなかったものと認識されている、と記載されております。

最後に、4 の住民理解について、においては、事業者からの情報提供や環境配慮に係る協議等もなく計画が進められており、積極的に地元理解を得ようという意思が感じられない、といった意見が記載されております。

乙部町からの意見は以上とさせていただきます、次に、厚沢部町の意見ですが、意見等はない旨の回答でした。

最後に、資料 4-3 を用い、本方法書に係る答申文(案)についてご説明いたします。

まず、前書き部分については従来どおりの並びで記載しておりますので、説明を割愛させていただきます。

次に、1 の総括的事項についてです。

(1) はおおむね従来どおりの記載内容としておりますが、2 行目において、乙部町からのご意見のとおり、住宅等が近くにありますが、「住宅等との離隔距離に十分配慮するとともに」という文言を加筆しております。次に(2)は、累積的影響に関して、従来同様の意見を記載しております。また、(3)は、江差町及び乙部町からのご意見や

一般からの意見を踏まえ、従来の内容より強い意見とし、特に乙部町の意見の内容から、地元との調整が必要と考えられますので、関係町や地域住民等から、騒音や景観等への影響を懸念する意見に加え、事業の進め方に対する意見が提出されている状況を踏まえ、相互理解の促進のため、事業の進捗状況にかかわらず、適宜、関係町、関係機関、住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明など適切な対応に努めることといたしております。(4)は、事業地である江差町の再エネに係る条例について触れ、同条例の基本理念を尊重し、同町と協議を行うこととしております。次のページに参りまして、(5)は、図書の公表における利便性の向上について、従来どおりの意見を付しております。

次に、2の個別的事項に移ります。

(1)の騒音及び振動のAでは、1段落目は従来どおり、騒音による影響の回避、低減を求める意見とし、2段落目は、調査地点の再考を求める乙部町からのご意見を踏まえ、影響を受けることが想定される住宅等のうち調査地点として設定しない住宅等については、その住宅等における残留騒音が調査地点と同等またはそれ以下であると判断する科学的根拠を示した上で、適切な予測等を実施することを求める内容を付しております。

次のイは、住宅等が近接して存在する場合の従来どおりの意見で、騒音による影響の不確実性等を挙げた上で、影響の低減、対策の検討を求める意見とし、また、ウとエは累積的な影響についての適切な調査等を求める内容としております。

次の(2)の水質と(3)の風車の影については、従来どおりの意見ですので、説明を割愛させていただきます。

次の(4)の動物については、Aで哺乳類の捕獲調査に係る留意事項を記載しております。イでは、コウモリ類について、適切な調査等を求める記載としている部分は従来どおりですが、図書の専門家等へのヒアリングにおいて、希少種のコヤマコウモリ等の生息に関する情報が得られていることから、今回、前段にこのことを加筆しております。

ウでは、オジロワシ等の生息や、ノスリや夜間に渡りを行う鳥類の移動経路について言及した上で鳥類の生息やバードストライクなどの影響について適切に調査等を実施することを求める意見としております。

エでは、哺乳類や鳥類だけではなく昆虫類など各分類群についても、専門家等から助言を得ながら、適切な調査等を実施することを求める意見ですが、前回の審議会後の調整の中で鈴木委員から文言の不足のご意見をいただきまして、今回、2行目の真ん中の部分になりますが、「それらに対する影響を」という文言を「適切に調査」の前に加筆しております。

次の(5)の植物についてですが、Aで、重要な植物種等が確認された場合、影響の回避を最優先に保全措置を検討することなどを求め、イで、外来種の生息域が拡大しないよう、施工方法を検討することなどを求める意見としております。

(6)の生態系についてですが、AからUまでは従来どおりの記載としておりまして、次のページのエは、本事業に係り、今回、新たに加筆した内容となります。前回の審議に

おきまして、押田委員から鳥獣保護区を囲むように風車の設置が検討されていることについて、保護区を出入りする鳥獣への影響を懸念するご意見をいただいておりますが、このことについて記載の上、3行目で、「**変更区域の検討に当たっては、専門家等から助言を得ながら、できる限り同保護区から離隔することや、動物の移動経路を阻害しないよう、風車を配置することなどにより、影響を回避または十分低減すること**」という内容で文案を作成いたしました。

次の(7)の景観については、アで最も区域から近い逆川森林公園を記載した上で、複数の主要な眺望点が近隣にあることに言及し、また、2段落目では、区域に隣接して檜山道立自然公園があり、公園にはかもめ島などの眺望点があるほか、公園周辺にはシラフラ眺望スペースなどがあることについて述べ、景観への影響が懸念されることから、地域住民や観光客等に対してフォトモンタージュを提示した聞き取り調査等を実施することを求め、客観的に評価することとしております。

イでは、そのフォトモンタージュの作成に当たっての留意事項を従来同様に記載しておりますが、乙部町から、シラフラ眺望スペースについて、図書の記載よりも眺望範囲は広くなる旨のご意見がありましたことから、1行目に「**発電所を望む方向とし**」という文言を加筆しております。

次に、(8)の人と自然との触れ合いの活動の場についてですが、景観と同様、逆川森林公園などと記載した上で、騒音、風車の影などへの影響について懸念されるため、利用状況等を調査した上での適切な予測、評価を求める意見としております。

最後に、(9)の廃棄物等についてです。内容は従来どおりですが、表現上の部分で鈴木委員からご意見をいただいております、そのご意見を踏まえて修文し、2行目に、「**また、それらが環境に与える影響については**」という文言を加筆しております。

私からの資料の説明は以上となります。

ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○**澁谷会長** ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○**松島委員** 総括事項の(3)の関係町や地域住民等からのところについてです。

乙部町から強い意見が出てきているようですので、これを反映し、最後のところで、住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明など適切な対応に努めることというのは、理解に努めるなど、もうちょっと強い表現でもいいのではないかなというのが私の印象ですが、いかがでしょうか。

○**事務局(石田係長)** こちらについては、もう少し強い表現にできるか、事務局でも検討させていただきたいと思っております。審議会後に委員の皆様にご相談をさせていただきたいと思っておりますので、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

○**澁谷会長** ほかにございませんか。

今の松島委員の意見についてですが、私も同じようなことを感じております。とにかく

乙部町は是認できないと言っていますので、やっぱり理解を得る努力を最大限してもらわなければいけないだろうなと思います。

事務局から連絡するということですね。

○事務局（石田係長） はい。事務局で案文を作成し、ご相談させていただきたいと思いますので、お願いいたします。

○澁谷会長 事務局で対応し、それを皆さんに連絡するということですので、必要でしたら修正することにいたします。その後の対応に関しましては私にご一任をいただければと思います。

ほかに意見等はございませんか。

（発言者なし）

○澁谷会長 答申文（案）については、総括的事項の（3）に修正が加わる可能性があります。最終的な修正に関しては私にご一任をいただいて、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（発言者なし）

○澁谷会長 それでは、そのように対応させていただきます。

後日、事務局から連絡が行くと思いますが、よろしくお願いいたします。

この議事に関しては以上にいたします。

続きまして、議事の（5）に入ります。

本日が2回目の審議となる（仮称）上ノ国湯ノ岱風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

まずは、事務局から意見の概要と事業者の見解、主な2次質問とその事業者回答等の報告をお願いいたします。

○事務局（川村専門主任） まず、図書を用いて事業概要を簡単にご説明いたします。

最初に、図書の4ページをご覧ください。

赤色の線で対象事業実施区域が示されていますが、対象事業実施区域は上ノ国町、木古内町及び厚沢部町に位置しています。

次に、19ページをご覧ください。

区域周辺の風力発電所の位置が示されていますが、焼山風力発電事業と区域の大部分が重複しているほか、南側には木古内風力発電事業があります。

次に、動物についてですが、60ページをご覧ください。

コウモリの分布状況ですが、対象事業実施区域周辺には、ハイリスク種であるコヤマコウモリに関する情報が確認されています。

次に、63ページをご覧ください。

ここから鳥類の渡り経路について記載されていますが、63ページではノスリについて、65ページではハチクマについて、70ページでは夜間の渡りについて、それぞれ対象事業実施区域の周辺で確認されています。また、71ページの下側の図では、対象事業実施区域を

含むメッシュにおいてクマタカの生息に関する情報が確認されています。

次に、植物についてですが、110 ページをご覧ください。

植生自然度 10 の範囲が対象事業実施区域の南西側に位置する既設道路の拡幅が想定される範囲と一部重複しているほか、植生自然度 9 の範囲は風力発電機の設置予定範囲とも重複しています。

次に、生態系についてですが、120 ページをご覧ください。

重要な自然環境のまとまりの場ですが、対象事業実施区域には植生自然度 10、植生自然度 9 の範囲のほか、保安林が存在しています。

次に、住宅等の配置状況ですが、153 ページをご覧ください。

風力発電機設置予定範囲と最寄りの住宅等の離隔距離は約 2 キロメートルとなっています。

最後に、景観についてです。

ページが大きく飛びますが、279 ページをご覧ください。

主要な眺望点としての調査地点が 7 か所示されていますが、このうち、最大垂直視野角が最も大きいのは No. 4 の神明会館で 5.3 度です。

事業概要の説明は以上とさせていただきます、続いて資料の説明をいたします。

まず、資料 5-1 の方法書についての意見の概要と事業者の見解についてご説明します。

表紙、目次とめくっていただきまして、1 ページと 2 ページには公告及び縦覧の状況が記載されています。3 ページには説明会の状況が記載されておりまして、延べ 15 名の参加があったとのことです。続いて、4 ページに意見の把握について記載されておりまして、意見書は 6 通提出があり、意見総数は 38 件とのことです。

5 ページからは、方法書について提出された意見の概要と事業者の見解が記載されていますが、意見の概要を抜粋してご紹介いたします。

最初に、6 ページをご覧ください。

No. 6 ですが、崖崩れなどで調査が滞っている場所について、自然度の高い地域のため、貴重な動植物が生息、生育している可能性があることから慎重な調査の実施を求める意見です。

次に、一つ下の No. 7 は、インターネットなどでの情報の公開を続けることや印刷を可能にすることなどに対する意見です。

次に、二つ下の No. 9 は、累積的影響を懸念する意見です。

続いて、9 ページをご覧ください。

No. 19 ですが、人と自然との触れ合いの活動の場として利用されている対象事業実施区域の下流域に位置する河川の水質について適切な調査、予測及び評価を行うことを求める意見です。

続いて、12 ページをご覧ください。

No. 34 は風車設置予定範囲のブナの林齢を示し、これら壮齢期にある天然木を伐採しな

いことを求める意見です。

次に、一つ下の No. 35 は、国有林の山地災害危険地区が図書に示されていないとの意見です。これに対して、事業者から、準備書以降において追記するとの見解が示されていますが、3次質問において、対象事業実施区域や風力発電機の設置予定範囲との重複状況が分かる位置図を示すことを求めたいと考えています。

最後に、17 ページから公告等に関する資料が添付されていますが、説明については割愛させていただきます。

続いて、資料 5-2 に沿って 2 次質問とその事業者回答について抜粋して説明させていただきます。

まず、6 ページの質問番号追加 3-28 をご覧ください。

地形図から対象事業実施区域内では過去に地滑りが起きた可能性があると考えられることや風力発電機の設置予定範囲の大部分は岩石として固まっていない緩い場所と想定される泥岩第三紀とされていることから、対象事業実施区域内の地質及び地形を詳細に確認の上、風力発電機の設置位置やその他土地の改変範囲を検討する必要があると考えられる旨を指摘した上でどのような対応を想定されているかを質問しました。これに対して、事業者から、土地の改変や風力発電機の設置に当たっては、環境アセスメント調査とは別にボーリング調査等の地質調査を実施し、その結果を踏まえた上で設計を行うとのことであり、地質調査は準備書届出前までに実施する予定とのことでした。

次に、18 ページの質問番号 4-38 をご覧ください。

前回の審議会において、押田委員から、事業者に対し、コウモリ類の調査について、日中にバットディテクターを設置しておき、後日に回収するなど、安全性も踏まえた上で丁寧な調査を実施することについて質問があり、事業者から調査手法を検討する旨の回答があったことから、改めて 2 次質問として質問をしました。これに対して、事業者から、音声モニタリングの調査地点を対象にバットディテクターを日中に設置し、後日に回収することとし、このことにより網羅的に調査できると想定しているとのことでした。

次に、19 ページの質問番号 4-43 をご覧ください。

動物の調査に関する質問ですが、①は前回審議会における回答の確認であり、風力発電機設置予定範囲のうち、南東側に踏査ルートが設定されていないことについて、南東側はササが覆っているため、机上での踏査ルート案には示していないが、今後は風力発電機の設置予定範囲を網羅するよう調査を実施するとの見解を確認しています。

また、②では、前回の審議会において、渋谷会長から、対象事業実施区域内には昆虫類など道南特有の種の生息が確認される可能性があることから、丁寧な調査を実施して欲しいとのご意見があったことに対する見解を質問しました。これに対して、事業者から、道南特有の種の生息に留意して現地調査を実施する、また、現地調査結果を踏まえ、可能な限り影響を低減するような土地改変区域を検討するとのことでした。

また、③では、ササが覆っている箇所について、ササ刈り等を実施しても踏査が可能と

はならない区域があった場合の対応について質問しました。これに対して、事業者から、ドローンにより植生の把握を行い、踏査できなかった範囲の動物相は、同様の植生環境で把握した動物相と類似しているものとする事で現地調査を補完するとのことでした。

最後に、20ページの質問番号4-45をご覧ください。

植物の調査に関する質問ですが、①と②は前回の審議会における回答の確認であり、①はコドラート調査について、②は踏査ルートについて、動物調査と同様に風力発電機の設置予定範囲を網羅するよう調査を実施するとの見解を確認しています。

また、③では、前回の審議会において、渋谷会長から、対象事業実施区域内には道南特有の植物の生育が確認される可能性があり、人工林の中に確認されることがあることも踏まえて丁寧な調査を実施して欲しいとのご意見があったことに対する見解を質問しました。これに対して、事業者から、植生自然度が高い範囲に限らず、土地改変の可能性がある範囲も網羅的に丁寧に現地調査を実施する、また、現地調査結果も踏まえ、可能な限り影響を低減するような土地改変区域を検討するとのことでした。

また、④では、植物調査の踏査やコドラート調査ができないと判断されるような箇所があった場合の対応について質問しました。これに対して、事業者から、ドローン搭載マルチスペクトルカメラを用いた植生判読といった代替手法を検討するとのことでした。重要な種の位置等の詳細は把握できないが、安全が確保できる範囲で踏査し、把握するとのことでした。

簡単ではありますが、資料の説明については以上とさせていただきます。

今後の予定ですが、先ほどご審議をいただいた事業と同様、委員の皆様には事業者への3次質問の作成を依頼させていただきたいと考えております。後ほどメールにて依頼させていただきますので、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上となります。

ご審議について、どうぞよろしくお願いいたします。

○渋谷会長 ただいまの説明について委員の皆様からご意見やご質問をお願いいたします。

○松島委員 20ページの質問番号4-45の植生調査の地点についてです。

③の丁寧な調査ということに対し、可能な限りという回答で、その次の④では、ドローンを用いたマルチスペクトルカメラで植生判読を行うということです。これで植生のあるなしは多分分かっては種までは同定できないと思うので、これで済ませましたというのは植生調査として不十分ではないかなというのが私の意見です。

安全が確保できる範囲で踏査し、把握してまいりますとありますが、基本的には建てる候補地はきちんと調査し、調査ができない場所は候補地から外するのが原則ではないかなと思いますので、それをもう一度確認していただけたらと思いました。

○事務局（川村専門主任） 今いただいたご意見やご質問について、3次質問で事業者に確認したいと思いますが、文面につきましては、後日、改めてご相談させていただければ

と思いますので、よろしく願いいたします。

○**澁谷会長** ほかにございませんか。

では、私から1点確認です。

地滑り地もありますし、国有林の保安林が示されていないということでしたけれども、それに関しては今回確認できているのでしょうか。

○**事務局（川村専門主任）** 先ほどの資料5-1で不足しているところとご説明したのは意見概要のNo.35ですが、国有林の保安林ではなく、山地災害危険地区が図書に示されていないというご意見でして、3次質問で事業者に対して対象事業実施区域や風力発電機の設置予定範囲との重複状況が分かる図を示すように求めたいと考えております。

○**澁谷会長** それであれば結構です。よろしく願いいたします。

ただ、地滑り地があるとおっしゃっていた方もいらっしゃったのですが、それは出てくるのでしょうか。また、その下のNo.36に砂防指定地と出ていますよね。

○**事務局（川村専門主任）** No.36の砂防指定地についてです。

事業者見解にありますとおり、所管している渡島総合振興局に直接問合せをしているのですが、砂防指定地という区域の指定に関する情報はないという回答が得られていると聞いております。

○**澁谷会長** 分かりました。とにかく、山地災害の防止に関わる場所はしっかりと示していただけるようお願いいたします。

ほかにございませんか。

(発言者なし)

○**澁谷会長** それでは、ほかにご意見等がないようにですので、本議事についての審議はこれで終了といたします。

続きまして、議事の(6)に移ります。

本日が2回目の審議となる(仮称)遠軽ウィンドファーム事業環境影響評価方法書についてです。

まず、事務局から意見の概要と事業者の見解、それから、主な2次質問とその事業者回答等の報告をお願いいたします。

○**事務局（石田係長）** 本事業方法書については、今年5月に道に送付され、5月22日に本審議会に諮問をし、その後、1回目の審議を6月13日に実施したところですが、7月3日までの期間において行われた意見募集において、意見書の郵便が事業者が届かず、意見書の送付元に返送されるというトラブルが発生したため、事業者により縦覧、説明会、意見募集が再度行われ、意見概要の提出が遅れたため、2回目の審議が本日となったものです。

前回の審議から期間が大分空いてしまいましたので、事業概要について説明をさせていただきます。

まず、図書の3ページをご覧ください。

本事業は、単機出力 4,200 キロワットの風力発電機を 12 基設置し、総出力を最大 4 万 8,000 キロワットとする計画です。また、下の米印にありますとおり、法アセスの第 2 種事業として方法書から手続が開始された事業です。

ページをめくっていただきまして、対象事業実施区域は遠軽町の北部に位置しておりまして、さらに、図書の 6 ページには、赤色の丸で示された風車の位置のほか、工食用道路と土捨て場の予定位置が示されております。

続きまして、区域とその周囲の概況についてです。

図書の 29 ページをご覧ください。

緑色の斜線部分が保安林ですが、対象事業実施区域の西側は保安林を含まないように設定されておりまして、また、区域の南側では、工食用道路として使用する既設林道部分などが瀬戸瀬鳥獣保護区と重なっている状況です。

次に、図書の 59 ページをご覧ください。

EADAS のセンシティブティマップが掲載されており、区域の大部分はオジロワシ、オオワシ、クマタカの情報によって注意喚起レベル B のメッシュとなっております。

次に、図書の 62 ページをご覧くださいと、春季の夜間の鳥類の渡りのルートが重なっており、また、63 ページから 65 ページにノスリ、サシバ、ハチクマの渡りの経路が掲載されておりますが、いずれもルートが重なっておらず、67 ページに掲載の図におきましてはオジロワシとオオワシの冬季滞在が確認されている状況です。

次に、植生についてですが、83 ページをご覧ください。

区域内には 13 で示されておりますトドマツ植林が広く分布しておりまして、区域の西側や南側には、2 で示されるエゾイタヤシナノキ群落など、植生自然度 9 の植生が分布しております。

次に、図書の 119 ページをご覧ください。

住宅等や配慮が特に必要な施設の配置ですが、最寄りの住宅は中央東部の区域に隣接しており、風力発電機までの離隔距離は約 1.6 キロメートルの状況で、配慮施設については区域南西にある保育所と小学校で、約 6 キロメートルの離隔距離となっております。

次に、240 ページをご覧ください。

景観に関して、紫色の部分が可視領域になっておりまして、区域の近隣には④の社名淵地域公民館や⑤の若松公民館などの眺望点が周囲にあり、調査地点に選定されております。

最後に、246 ページの人と自然との触れ合いの活動の場についてですが、北見鉾山跡や寒河江公園などが調査地点に選定されております。

簡単ですが、事業概要については以上としまして、次に資料の説明をいたします。

まず、資料 6-1 を用いまして、一般からの意見の概要と事業者の見解について説明させていただきます。

まず、めくっていただきまして、1 ページの（2）の公告の方法をご覧ください。

縦覧や説明会についてですが、北海道新聞及び広報えんがるに掲載されたほか、インタ

ーネットによって周知され、また、その下の（3）にありますとおり、遠軽町役場とオホーツク総合振興局及び事業者のホームページ上で縦覧が行われました。

次に、2ページの（5）には縦覧者数の記載がありまして、冒頭で縦覧等が再度行われた旨をお伝えいたしましたが、その次の（6）から（10）は、再縦覧に係る公告方法や縦覧場所等の情報が記載されておりまして、1回目と同様の方法、場所において縦覧等が行われております。

3ページをご覧ください。

説明会については、（2）のとおり、1回目が6月1日に行われ、来場者数が4名であったとのこととして、（4）のとおり、2回目が9月14日に行われ、来場者数は36名であったとのこととです。

次に、4ページの（3）と（6）に意見書の提出状況が記載されておりまして、1回目では意見書7通、2回目では意見書19通が提出されたとのこととです。

5ページ以降にその意見の概要と事業者見解が示されておりますので、一部を抜粋してご説明いたします。

まず、6ページのNo. 5をご覧ください。

騒音や低周波による人、家畜への影響を懸念する意見が記載されており、これ以降のページでも、低周波による野生動物への影響も含め、同様の意見が複数寄せられています。これに対する事業者の見解としては、環境省の報告書において、風力発電機から発生する低周波音等と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できないと報告されているが、低周波音については現地調査、予測を行い、影響の低減に努める旨のほか、家畜への影響の事例は現時点で把握していないが、今後も知見の収集に努めたい旨の回答がありました。

次に、猛禽類のバードストライクや営巣環境について複数の意見が寄せられている状況ですが、11ページのNo. 25や14ページのNo. 36のとおり、事業地近くのダム湖等で繁殖しているオジロワシへの影響を懸念する意見の記載があります。また、15ページのNo. 39をご覧くださいと思いますが、道内の既存の風力発電所でのオジロワシやオオワシのバードストライクの事例について取り上げた上で、2段落目のとおり、運転開始後5年間は確認調査を行い、衝突死が確認された場合は稼働を停止し、関係各者と協議をしてもらいたい旨の意見となっております。事業者見解としては、環境省の手引によれば、オジロワシのバードストライクが多く確認されている箇所は海岸沿いに立地しており、事業地は内陸部に位置するため、リスクが低いと考えられるものの、営巣地や餌場等が近接する場合のリスクを考慮し、現況を把握することに努め、専門家への意見聴取を踏まえて、適切な措置及び事後調査の実施を検討するとされております。

次に、20ページのNo. 61をご覧ください。

2回目の説明会に出席された方からの意見ですが、時間を延長し、2時間半以上の説明会が行われたとのことですが、まだ疑問点があるので、説明会を再度開催してもらいたい

という要望が記載されており、事業者としては、2025年初頭頃や準備書手続の開始前などに説明会を再度開催し、事業について理解をいただけるように取り組んでいきたいとのことでした。

意見概要には、このほか、鳥類以外の動植物への影響や景観への影響を懸念する意見や防災上の観点からの意見、耐用年数経過後の風車の撤去が確実に行われるのかを懸念する意見など、様々な意見が記載されておりますが、お時間の都合上、資料6-1の説明は以上とさせていただきます。

次に、資料6-2に沿って、2次質問とその事業者回答について幾つか抜粋して説明をさせていただきます。

まず、2ページの質問番号追加1-4の①をご覧ください。

1回目の縦覧期間において、郵送された意見書が事業者が届かない事態が生じた原因について質問をしました。これに対して、事業者から、晴天ウィンドファーム合同会社が開発業務のサポートを依頼しているNCD WIND株式会社が青森県に本店を設置して活動しており、同社ではオフィス賃貸サービスを利用しているとのことで、本来であれば、意見の受付前に晴天ウィンドファームとしてもオフィス賃貸サービスに係る契約を締結しなければならなかったところ、契約の締結が完了しておらず、結果、郵便の受付がされず、送付元に返送されてしまうことが起こったとの回答を得ております。

このような事態が発生してしまった原因は契約担当社員と実務担当社員の間における連絡ミスによるものであったとのことで、次のページの⑥で再発防止策を質問しておりますが、担当社員以外の職員も契約事務を確認するなどの対策を講じているとのことでした。

次に、9ページの質問番号3-3をご覧ください。

1次回答において、事業者から、夜間の渡り鳥については、ICレコーダーを設置し、改変区域上空の通過の有無を確認する旨の回答があったところですが、2次質問の2段落目では、夜間の渡り鳥のうち、鳴き声を発する種や個体は数%以下であるため、ICレコーダーでは評価できず、レーダーまたは暗視機器による直接観察による調査によって適切に飛跡を記録し、推定衝突数を算出してもらいたい旨、お伝えしました。これに対して、事業者から、回答欄の中段になりますが、レーダー調査や暗視機器による調査は、運搬上の課題や調査員の安全面を考慮して使用せず、日の出前及び日の入り直後の目視での確認が可能な時間帯での飛翔状況を観察し、また、暗視機器による調査結果の解析は手法が確立しているものではないため、推定衝突数による予測ではなく、地形条件や風況等の環境要因間の相関や寄与率も踏まえ、夜間の渡りの経路の予測評価を行うことを検討している旨の回答がありました。

日の出・日の入り前後、ここではそれぞれ30分程度と記載しておりますが、このような僅かな時間だけの観察結果と地形や風況等の現況をもってして夜間の渡りの経路を予測評価できるものか、事務局としても疑問に思っておりますので、3次質問で確認することを考えています。

次に、14 ページの質問番号 4-4 をご覧ください。

①では、オジロワシのバードストライクについて、1 基につき、どの程度の年間衝突数となった場合、配置の見直しを検討するのかわ確認しました。これに対して、事業者から、年間予測衝突数の具体的な数値の基準は示されていないことから、年間予測衝突数の結果やオジロワシの生息状況について、専門家への意見聴取を行い、必要に応じて配置の見直しを検討するとのことで、現段階では事業者としての配置見直しに係る具体的な数値は設定していないようでした。

また、②において、フクロウ類について、鳴き声が把握できないのはどの種で、そのような種について、種ごとにどのような調査をするのかわ確認をしました。これに対して、事業者から、種は示されず、鳴き声による把握が困難な非繁殖期のフクロウ類についてと記載した上で、調査方法としては、樹洞の調査のほか、任意観察による目視調査で可能な限り把握に努めるとの回答がありました。

その下の③は割愛しまして、最後に 22 ページの質問番号 4-30 をご覧ください。

1 次質問において、踏査ルートは車両通行が可能な部分が大半であることを指摘しておりまして、事業者から、現踏査ルートに加えて、現地調査時には踏査可能な範囲を網羅的に実施する方針としている旨、回答があったところですが、2 次質問では、①でどのような地形や環境である場合に踏査不可能と判断をするのか、そして、②で調査できなかった箇所は改変区域に含めないという認識でよいかの確認をしました。これに対して、事業者から、急傾斜地や崖地といった進入不可となる箇所は、原則、踏査不可能とするが、調査項目に応じて、適宜、ルートを判断する旨、また、改変区域は可能な限り調査する範囲に含めるように検討するが、仮に踏査不可とした箇所が改変区域であった場合は、隣接する同様の植生を基に、生育の可能性がある重要種の情報等を加味して予測を実施する考えである旨の回答がありました。

簡単ですが、本事業に関わる資料の説明は以上となります。

今後の予定ですが、委員の皆様には事業者への 3 次質問の作成のご協力をご依頼させていただきたいと考えております。

それでは、ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○澁谷会長 ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○先崎委員 質問番号 3-3 の 2 次質問についてです。

まず、事業者回答でまずそうなところですが、レーダーは確かに運搬上の課題があるのですが、暗視機器はそういったものはありません。かつ、今回の調査地点を見ると、道路上ということで合っていますよね。そうすると、暗視機器による観察はできると思います。ご説明をいただいたように、日の出前と日の入り直後の 30 分、目視で観察しても大してデータは出ないと思います。

また、暗視機器による調査結果の解析は手法が確立していないと書いているのですが、

最新の機器を使えば昼間の飛翔鳥類と同様に評価できます。そういうデータが取れて、昼間と同じように解析ができるという点を伝えていただきたいと思いました。

暗視機器は運搬上の課題もないし、車で走るところであれば車両のすぐそばでできて、安全上の問題も小さく、評価できるデータが得られるからやってはどうかというようなことを聞いていただきたいということです。

○事務局（石田係長） 承知しました。

私もレーダーは運搬不可でもサーマルスコープは使えるよなと思っていたところです。ほかの事業者ではサーマルスコープと暗視機器で調査を頑張っているところもありますので、同様の調査に努めていただくよう、3次質問で事業者に質問をしたいと思います。

○先崎委員 もう一点、質問番号4-4についてです。

②のフクロウ類の回答がいまいち的を射ていません。樹洞に入るわけではないから、何か別な調査をやったほうがいいのかというようなことを言ったのですが、樹洞の調査を実施しますと言っているのですね。この点について改めて聞いていただきたいです。

また、③です。これは渡りだけではないと思ったのですが、ヨタカ、ヤマシギ、オオジシギに関しては、同様にブレード接触の可能性が繁殖期にあって、これも調査したほうがいいのかということ在意図して質問しているのではないかと思います。でも、事業者回答は渡りの話に限っており、再度検討しますということですが、繁殖期のヨタカ、ヤマシギ、オオジシギと限定して、ヤマシギは違いますが、希少種なので、調査したほうがいいのかということ聞いていただけますでしょうか。

○事務局（石田係長） 質問番号4-4の②で、フクロウ類のうち、鳴き声で把握できないのはどの種で、種ごとにどのように調査するのかと質問しているのにもかかわらず、種が出てきておらず、こちらの確認不足で失礼しました。3次質問で再度確認をしたいと思います。

また、③の渡り鳥ではない夜間の活動する鳥類についても3次質問で確認させていただきたいと思います。

○澁谷会長 ほかにご質問等はございませんか。

（発言者なし）

○澁谷会長 ないようですので、本議事についての審議をこれで終了いたします。

これをもって、今日の議事は全て終了です。

事務局から報告事項をお願いいたします。

○事務局（名畑課長補佐） 皆様、長時間のご審議、本日も誠にありがとうございました。

次回以降の審議会についてですが、第9回を1月22日の水曜日に予定しております。また、次回以降、2月以降の日程調整をさせていただいております。決まり次第、またご連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

3. 閉 会

○澁谷会長 それでは、本日の審議会を終了いたします。
お疲れさまでした。

以 上